

(第一類 第七号)

第七十一回国会
衆議院 社会労働委員会議録 第六号

(一四八)

昭和四十八年三月六日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 田川 誠一君

理事 伊東 正義君

理事 橋本龍太郎君

理事 川俣健二郎君

理事 八木 一男君

理事 小沢 長男君

理事 稲谷 茂君

理事 小林 正巳君

理事 田中 寛君

理事 戸井田 三郎君

理事 中村 拓道君

理事 増岡 博之君

理事 金子 みつ君

理事 田口 一男君

理事 多賀谷貞穂君

理事 山本 政弘君

理事 大橋 敏雄君

理事 小宮 武昌君

理事 竹内 黎一君

理事 山下 徳夫君

理事 一男君

理事 加藤 紘一君

理事 瓦 力君

理事 齊藤 滋子史君

理事 高橋 千寿君

理事 登坂 重次郎君

理事 羽生田 進君

理事 栗山 ひで君

理事 島本 虎三君

理事 田邊 誠君

理事 村山 富市君

理事 田中美智子君

理事 坂口 力君

理事 和田 耕作君

同 同

辞任 坂井 弘一君

同 同

辞任 多賀谷貞穂君

同 同

補欠選任 安宅 常彦君

同 同

補欠選任 多賀谷貞穂君

同 同

補欠選任 安宅 常彦君

同 同

補欠選任 多賀谷貞穂君

同 同

老齢年金増額に関する請願(大橋敏雄君紹介)
(第七三〇号)

乳幼児の医療費無料化等に関する請願(石母田達君紹介)(第七三一号)

特定地域開発就労事業の就労条件緩和等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七五六号)

国民健康保険組合に対する国庫負担増額に関する請願外一件(中村茂君紹介)(第七五四号)

国民健康保険改善に関する請願(寺前巖君紹介)
(第七五五号)

特定地開発就労事業の就労条件緩和等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七五六号)

社会保険診療報酬の引上げに関する請願(小島徹三君紹介)(第七三三号)

社会保険診療報酬の引上げ等医療制度改善に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七三三号)

社会保険診療報酬の引上げ等医療制度改善に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七三四号)

社会保険診療報酬の引上げ等医療制度改善に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七三四号)

社会保険診療報酬の引上げ等医療制度改善に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七三四号)

社会保険診療報酬の引上げ等医療制度改善に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七三四号)

日本国有鉄道常務理事 加賀谷徳治君

日本国有鉄道常務理事 阪田 貞之君

日本国有鉄道常務理事 同(平田勝吉君紹介)(第七三九号)

日本国有鉄道常務理事 同(浦田洋君紹介)(第七四〇号)

日本国有鉄道常務理事 同(谷口善太郎君紹介)(第七三八号)

日本国有鉄道常務理事 同(平田勝吉君紹介)(第七三九号)

日本国有鉄道常務理事 同(浦野与次郎君紹介)(第七六七号)

日本国有鉄道常務理事 同(柴田睦夫君紹介)(第七六八号)

日本国有鉄道常務理事 同(庄司幸助君紹介)(第七六九号)

日本国有鉄道常務理事 同(瀬崎博義君紹介)(第七七〇号)

日本国有鉄道常務理事 同(田代文久君紹介)(第七七一号)

日本国有鉄道常務理事 同(田中美智子君紹介)(第七七二号)

日本国有鉄道常務理事 同(多田光雄君紹介)(第七七三号)

日本国有鉄道常務理事 同(梅田勝君紹介)(第七四二号)

日本国有鉄道常務理事 同(浦田洋君紹介)(第七四三号)

日本国有鉄道常務理事 同(神崎敏雄君紹介)(第七四四号)

日本国有鉄道常務理事 同(栗田翠君紹介)(第七四五号)

日本国有鉄道常務理事 同(柴田睦夫君紹介)(第七四五号)

日本国有鉄道常務理事 同(田中美智子君紹介)(第七四七号)

日本国有鉄道常務理事 同(土橋一吉君紹介)(第七四八号)

日本国有鉄道常務理事 同(諫山博君紹介)(第七四五号)

日本国有鉄道常務理事 同(中島武敏君紹介)(第七五〇号)

日本国有鉄道常務理事 同(東中光雄君紹介)(第七五一号)

日本国有鉄道常務理事 同(三谷秀治君紹介)(第七五二号)

日本国有鉄道常務理事 同(寺前巖君紹介)(第七四九号)

日本国有鉄道常務理事 同(中島武敏君紹介)(第七五〇号)

日本国有鉄道常務理事 同(東中光雄君紹介)(第七五二号)

日本国有鉄道常務理事 同(諫山博君紹介)(第七五三号)

日本国有鉄道常務理事 同(諫山博君紹介)(第七五四号)

日本国有鉄道常務理事 同(寺前巖君紹介)(第七五五号)

日本国有鉄道常務理事 同(中島武敏君紹介)(第七五五号)

日本国有鉄道常務理事 同(東中光雄君紹介)(第七五五号)

日本国有鉄道常務理事 同(諫山博君紹介)(第七五五号)

日本国有鉄道常務理事 同(寺前巖君紹介)(第七五五号)

日本国有鉄道常務理事 同(中島武敏君紹介)(第七五五号)

同(小林政子君紹介)(第七六六号)

同(紺野与次郎君紹介)(第七六七号)

同(柴田睦夫君紹介)(第七六八号)

同(庄司幸助君紹介)(第七六九号)

同(瀬崎博義君紹介)(第七七〇号)

同(田代文久君紹介)(第七七一号)

同(津川武一君紹介)(第七七六号)

同(多田光雄君紹介)(第七七三号)

同(中路雅弘君紹介)(第七七八号)

同(中島武敏君紹介)(第七七八号)

同(野間友一君紹介)(第七七八二号)

同(中川利三郎君紹介)(第七七八九号)

同(東中光雄君紹介)(第七七八〇号)

同(平田藤吉君紹介)(第七七八一號)

同(不破哲三君紹介)(第七七八六号)

同(正森成二君紹介)(第七七八七号)

同(增本一彦君紹介)(第七七八八号)

同(松本善明君紹介)(第七七八九号)

同(三浦久君紹介)(第七九〇号)

同(三谷秀治君紹介)(第七九一號)

同(村上弘君紹介)(第七九二号)

同(山原健二郎君紹介)(第七九三号)

同(米原昶君紹介)(第七九四号)

同(木原昶君紹介)(第八六八号)

同(鈴木善幸君紹介)(第八六九号)

同(神崎敏雄君紹介)(第七六三号)

同(浦井洋君紹介)(第七六一號)

同(金子満広君紹介)(第七六二号)

同(神崎敏雄君紹介)(第七六四号)

同(栗田翠君紹介)(第七六五号)

委員外の出席者

郵政省電波監理 局長 高橋 展子君

労働省職業安定 局長 渡邊 健二君

労働省労働基準 局長 高橋 展子君

労働省婦人少年 局長 田中 正二君

労働省労働基準 局長 住田 正二君

労働省労働基準 局長 田中 正二君

労働省労働基準 局長 田中 正二君

労働省労働基準 局長 田中 正二君

労働省労働基準 局長 田中 正二君

（一）乳幼児等の医療費無料化に関する請願（唐沢俊二郎君紹介）（第八七二号）

（二）小坂善太郎君紹介（第八七三号）

児童福祉施設職員の定数基準改定に関する請願（唐沢俊二郎君紹介）（第八七四号）

（三）小坂善太郎君紹介（第八七五号）

小児慢性疾患対策の強化充実に関する請願（唐沢俊二郎君紹介）（第八七六号）

児童福祉施設職員の定数基準改定に関する請願（唐沢俊二郎君紹介）（第八七七号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）

労働関係の基本施策に関する件

○田川委員長 これより会議を開きます。

まず、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）

改正する法律案を議題といたします。

（一）公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう駐留軍関係離職者に対し、その求職活動に要する費用を支給すること。

（二）公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう離職者に対して、その求職活動に要する費用を支給すること。

（三）第十八条第二項中「同項第三号」を「同項第二号の二、第三号」に改める。

（四）第二十条中「移転に要する費用」の下に「、同項第二号の二の求職活動に要する費用」を加える。

附則第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

駐留軍関係離職者の再就職を促進するため、雇用促進事業団の援護業務の拡充を行なうとともに、今後における駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、有効期間を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田川委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。労働大臣加藤常太郎君。

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者につきましては、昭和三十三年五月駐留軍関係離職者等臨時措置法の制定以来、同法に基づき各般の援護措置を講ずることによって、その生活の安定につとめてきたところであります。

しかしながら、駐留軍関係離職者は、今後なお相当数発生するものと予想され、これらの者の再就職を促進することが必要でありますので、再就職援護措置をさらに拡充するとともに、同法の有効期間を延長するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして概略御説明申しあげます。

第一は、駐留軍関係離職者に対して雇用促進事業団が行なう援護業務の拡充であります。雇用促進事業団は、従来の業務のほか、新たに、離職者

ます。
第二は、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間の延長であります。同法は本年五月十七日に失効することとなつておりますが、今後における駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、有効期間を五年間延長することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその概略につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田川委員長 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出があります。順次これを許します。

田邊誠君。

○田邊委員 去る二日、最高裁は年次有給休暇の取り扱いに対する画期的な判決をいたしました。私ども戦後、年次有給休暇は労働者の当然の権利として自由にこれが取得されるものであるという

ことを主張してまいりましたが、政府並びに経営者側はこれに対して、年次有給休暇はその請求の中身、請求の日時等によって制限できるというような一方的な解釈をとつてまいりたのであります。今回の判決によりましてそれらの説というものが全く労基法上許されないということが明白になつたのであります。今まで古い観念にとらわれた、そういう措置をとつてきた関係者にとっては大きな衝撃であったと思いますが、われわれとしては、われわれの主張が正しかったことを立証されたものとして評価をいたしております。特に政府がこの年次有給休暇に対しても、それに伴う労働者の権利を抑圧したかということがうかがい知られるわけであります。その意味から私は、政府のいままでこのあいまいな態度というのには糾弾されてしまふべきものだと思っておるのでありますけれど

も、いままでその労基法の解釈をめぐって、いろいろなケース、ケースによって処理されてくる、

こういう答弁をしてまいりました労働省としては、いままでとつてきた態度というもの、これをもう一度ひとつ御説明いただきまして、そこから私は誤りを正してまいりたい、こういうように思っています。

○渡邊（健）政府委員 最高裁の今回の判決は、労働基準法三十九条の解釈につきまして從来いろいろな学説が対立いたしておりましたのを明確にしましたのでございまして、最高裁の判決でございましたから、今後はその判決で示されたところに従つて行政運営をはかつてまいりたいと考えておるわ

けでございますが、どういう点が従来の取り扱いと問題になつてくるかと申しますと、従来三十九条に基づきます労働者の年次有給休暇の権利の発生につきましては、請求権説あるいは形成権説あるいは時季指定権説といろいろな学説があつたわけございますが、学労省といたしましては大体請求権説をとつてまいったわけでござります。この判決では時季指定権説といわれる学説を採用いたしておるわけでござります。ただ従来の請求権説におきましても、労働者から請求がありましたときに対しまして、使用者のほうは基準法三十九条の三項ただし書きに該当する事由がある場合に、時季変更権行使して他の時季に与える場合のほかは、労働者の請求を承認しなければならない、かようによく解釈をいたしておりましたので、理論構成は違つてしまりますけれども、結果としては従来と違わないと私ども考えておるわけであります。

しかし、いずれにいたしましても、新しい判決が出されました以上は、今後はこの趣旨を十分に徹底いたしましてそれに従つた運用をはかつてまいりたいと考えておるわけでございます。

○田邊委員 実はそんな、あなたの言われるような考え方方に立つて今まで具体的な指導をしていないのですね。請求権説というけれども、いわば日時を指定をして請求をした、ところがそれは業

務上支障がある場合には振りかえることができるといつているのですね。これを労働者と相談をして、あなた、この日はだめですよ、業務上支障があるからだめだけれども、いつおとりになりますか、この日はよろしくうございますか、こういう具体的な相談を実は労働者にしていないのですよ。一方的にこの日はだめですよというだけです。これは請求権の行使をきわめて狭めた解釈のもとに実は運用している、こういう証左であって、こまことに実は運用している、こういう状態といふものが実はいままでなかつた。これは現に係争として争われている幾多の事例がみなそれです。あなたのほうはたとえそういう学説をとつたにいたしましても、なれば、いわばこの種の争い、係争といふものはかなり少く済んだらう。私はこうしように思つておるわけでありまして、いまの局長の答弁は、いままでの長い間の事実関係とはかなり離れていたる、私はこういうように思つてゐるのです。

それからもう一つの問題点は、何といつてもこの利用目的は何かという形でありますけれども、

これに対しても、いわば年次休暇の活用のしかた、

これは労働者の固有の権利であり、内容に入りますことは絶対に許されない。今まで根掘り葉掘り、あなたは何のためにこの休暇を利用しますか、

一体どこに行くのですか、そういういわば基本的人権にかかわりあるような事態まで介入して、そ

の請求権を狭めてきました。この第二番目の問題がや

はり今度の判決の中にも重大な要素として含まれ

ていることは、御案内のとおりです。この第二番

目の問題に対しては、あなたは一体どういう態度

をとつてきましたか。これも労働省の指導とい

うのは、ケース・バイ・ケースだといってきたけれ

ども、きわめてあいまいもこであると同時に、労

働者の権益を侵すような具体的な指導が行なわれ

てきたところに今日の問題を起こした重大な要因

がある、こういうように思つてゐるのですけれども、どうですか。

○渡邊(健)政府委員 第二番目の休暇の自由使用

の問題につきましては、基準法の趣旨からいたし

ます。私も、私どもは、有給休暇をどのように使用

するかは労働者の自由であつて、経営者が介入す

べき問題ではない、こうしたことでおつたわけで

ござります。ただ、有給休暇の請求でありまして

使とは認められない、こういう点につきましては

私どももそういう形をとつておりますが、今

回の最高裁の判例でもその点は同じ結果になつて

おるわけでございます。ただその場合、同一企業

内との他の事業所の同盟龍業の応援に行くといふよ

うな場合につきましては、それまで同盟龍業と

見るべきかあるいは有給休暇の自由行使の範囲

内と考へるか、こういう点につきましては、従来、

先生御承知のように下級審、高裁同士におきまし

てもいろいろ全く相違つた判例が出ておりました

ので、この点については労働省といたしましては、

判例が区々であるといふことで必ずしも明

確にいたしておらなかつたわけでございますが、

先生御承知のように下級審、高裁同士におきまし

なりその他は呼んでおりませんけれども、これは労働大臣が指導すればできることです。こういうことに対する措置は直ちにやらせることが必要でございますから、これはひとつ直ちにやらせるようにならぬ。——うなずいただけではだめなんですね。国会は、ちゃんとあなたが答弁席でもって言わなければ承知したことにならぬ。——いいですか。

○加藤國務大臣 専門家の田邊さんでありますから十分御承知と思いますが、各省に対して労働省が指示する権利はありませんけれども、やはり連絡をいたしまして、なるべくすみやかに善処をするように対処いたしたいと思います。

○田邊委員 きょう全部人事担当官を呼んでくれば私はケースをいろいろ申し上げたいのですけれども、きょう呼んでいません。時間がないそうですからますから言いませんけれども、あるのです。私は手元には持っている。郵政の電線だのみな持っている。それを一々言つたらいいへんなことお願いですよ、お願いしておきます。いままでの過去の例について、労働組合等から要求があつておられるので、それらに対し労働省に、これはお願いです。

○石黒政府委員 各省の具体的なケースを全部うならやると言つてください。

○田邊委員 それで、労働者ができる具体的に労基法上の適用の事業所等にしては、一体どうしますか。これは具体的にどういう形でもってあなたのはうは指導するのですか。これは具体的な通達やその他できることはやりますね。どういう措置

なりその他は呼んでおりませんけれども、これは労働大臣が指導すればできることです。こういうことに対する措置は直ちにやらせることが必要でございますから、これはひとつ直ちにやらせるようにならぬ。——うなずいただけではだめなんですね。——うなずいただけではだめなんですね。国会は、ちゃんとあなたが答弁席でもって言わなければ承知したことにならぬ。——いいですか。

○加藤國務大臣 専門家の田邊さんでありますから十分御承知と思いますが、各省に対して労働省が指示する権利はありませんけれども、やはり連絡をいたしまして、なるべくすみやかに善処をするように対処いたしたいと思います。

○田邊委員 きょう全部人事担当官を呼んでくれば私はケースをいろいろ申し上げたいのですけれども、きょう呼んでいません。時間がないそうですからますから言いませんけれども、あるのです。私は手元には持っている。郵政の電線だのみな持っている。それを一々言つたらいいへんなことお願いですよ、お願いしておきます。いままでの過去の例について、労働組合等から要求があつておられるので、それらに対し労働省に、これはお願いです。

○石黒政府委員 各省の具体的なケースを全部うならやると言つてください。

○田邊委員 それで、労働者ができる具体的に労基法上の適用の事業所等にしては、一体どうしますか。これは具体的にどういう形でもってあなたのはうは指導するのですか。これは具体的な通達やその他できることはやりますね。どういう措置

をとるのですが。

○渡邊(健)政府委員 今回の最高裁の判決は、さつそく地方の基準局に通達で知らせまして、今後この趣旨によつて行政措置をするよう指導をいたしておるところでござります。

○田邊委員 その中身を教えてください。

○渡邊(健)政府委員 先般最高裁からあの判決が出たこと、判決の一番の問題点と要旨、それを知らせまして、これに従つて今後は措置するようという中身の通達でございます。

○田邊委員 時間がないので、個々の問題についてはあらためて私はやりたいと思いますが、ひとつ国鉄、林野庁についても、いつまでにこれをやられるのか、やられた結果は一体どうなるかといたしまして、委員長を通じてひとつお知らせをいたさたいといふように思ひます。そしてまた、各省政府ともどういう適切な徹底をはかられるのか。私は通達その他ばかりでなく、人事担当官の会議等を通じてこの趣旨を徹底するということが必要だらうと思うのです。

○田邊委員 最後に、私はさつき、局限された形でもって、处分をされた者に対する回復措置はすべきだというふうに言つてまいりましたけれども、こういったものは、いわば年次有給休暇たるもので、各省庁の実態を調べて、それに対して措置ができるような、こういう指導はしてよろしいのではないかと思うのです。労政局長、やりますか。あなたはあまり用心深いことを言わないで、やる

○石黒政府委員 各省の具体的なケースを全部うならやると言つてください。

○田邊委員 それで、労働者ができる具体的に労基法上の適用の事業所等にしては、一体どうしますか。これは具体的にどういう形でもってあなたのはうは指導するのですか。これは具体的な通達やその他できることはやりますね。どういう措置

をとるのですが。

○渡邊(健)政府委員 先生ただいまおっしゃいましたような基準法の運用の実情及びそれに関する問題点につきましては、かねてから労働基準法研究会といふものを設けまして、学識経験者の方々にその御検討を願つておるところでございます。

○田邊委員 最後に一言、国鉄に。きのう私は、ちょうど前橋へ帰つてしまつたけれども、行くと順法闘争とからみまして、たいへん遅延がありました。どうでしよう、これはあなたのほうは、いつも問題が春闘で出てくるので、社労委員会にいるところのいろいろな発想について、この際これを一つのてこにして、これを一つの基準にして、私は発想の転換、考え方の前進をはからなければならぬときが来たと思うのです。そういう意味合

○川俣委員 いま前者の田邊委員から、最後に、国鉄の安全闘争に対する当局の見解をちょっとびり聞かしてもらいました。私たち一般国民が見ると、これはやはり当局が怠慢でこういう結果になつたのか、組合のほうがわからずやでむちやくちやんやつておるのかという——朝の通勤ラッシュ、学校通りの子供から年寄りに至るまでかなり迷惑千萬であることは事実であるわけです。そこでもう少し具体的に伺う前に、いま幸い当局の見解が理解していいのかどうか。もし完全に安全規則を守り、法律にのつとつて機関車、電車を運転す

るとすればこのぐらいの体制にならざるを得ないのだ、こういうように解釈をしていいのか。それとも、そうではなくて、混乱していない日常の場合が順法運転であって、いまのはサボ的な、争議的な結果がこうなのか。これは國民から見ると、どっちが判断の材料になるのか。いま少しさつきの答弁に続いた第二のお答えを願いたいと思います。

私どもといたしましては、いわゆる列車を運行するものとのダイヤをつくるときから、当然もちろんその機関車の機能であるとかあるいは信号設備の機能であるとか、そういう原則的なものをすべて踏まえた上でダイヤをつくりまして、ダイヤにのって、走るべき車をそれに充当し、そして平生乗用のダイヤを運行しておるために百年の国鉄が今日まで運行し続けてきたと考えております。したがいまして、たとえば組合側の順法ということはございませんが、五十キロ以内といふ表現の場合に五キロも五十キロ以内であるし、三十キロも五十キロ以内であるし、あるいは四十五キロも五十七キロ以内であるというようなことを意識して、五十キロ以内をかりに五キロ程度で走るといったことは、なかなか平生やつておりますような列車ではなくして、ただいまあらわれているような現象の形になるような場合が生ずるのではないか。私としては、五十キロ以下という場合はせいぜい五キロぐらいの余裕をもちまして、いろいろなところアシスをそれぞれ入れながらいろいろなことを考えておる。たとえばカーブが八十キロ制限の場合には、大体七十五キロというところで、キロぐらいの安全を入れながらいろいろなことを考えておりますので、そういう点におきましては平生の運行は正確な基準にのっとり、正確な車両運用あるいは車両の機能を踏まえた上で現在の健全な運行をやつておるような状態でございます。

五十キロ以内といううたい方なんで、したがつて五キロでも十キロでも五十キロ以内だから順法には違いない、こういう考え方で走つておるんだ。これは非常に一般の人が——しきうとが運転するということはないんだろうが、法律の不備を逆手にとって、あなたがいま五十キロから五キロぐらゐのアロー・アンスはとつておるのだが、したがつて四十キロから五十キロ内で走れという慣例を、五十キロ以内だという規則を取り立ててあつたいうのろのろ運転を必要以上にやつておるのだから、こういうことでいいわけですか。その辺はどうですか、もう少し聞かせてください。

○阪田説明員 私も組合の方々がどういう点でやつておるかといふほんとうのところはよくわかつません。したがいまして、ただいま申し上げましたのは例を申し上げたんでございまして、かくまで規定的には四十五キロ以下に落としなさいとすることになっておりますので、ただそういう例を申し上げたので、ほんとうのところというのは、大

しわけないが私の立場としてはなはだわかりにくい面があるのですが……。

おもしろいところは問題がある。私に聞いておきのまことに、どうやらね。一般国民として組合にも当局に問うておるのであります。だから、これは五十キロから四十キロ以内で走れという規則をつくればこういうことがないのかということなのです。その辺どうなんですか。

○阪田説明員 四十キロから五十キロで走れとう限定のしかたというのは、たとえば前のセションに車があるからその前はさらに気をつけさいといふようなときに、その気をつけるしかといふものはそのときの状況状況によって非常異なる場合がござります。したがいまして、これを通るときは三十五キロにプラスマイナスしない、ここを通るときは二十五キロにプラスマイナスしなきといふ限定のしかたというのは非常に

るいろいろな天候によって、そのとき乗務員がこれはずかしい。たとえばカーブでありましても、いと思えば、かりに私どもがこのカーブは七十キロ以上出しちゃいけませんというふうにしましても、きょうは少し風も強いし五十キロで走ったほうがいいというような判断、あるものの自由裁量というものはどうしても乗務員が持っているわけでござりますから、いまおっしゃるように、すべてどこもここも、ここは何キロ、ここは何キロという規定のしかたというのは、これだけの長い線路を持っておりますと非常にむづかしい。しかし最大限これ以上出しちゃなりませんといふような限定のしかたしかできないことが多々ござります。いまおっしゃるように、こういうきめ方をしたらいいのかというお話を対しましては、たいへんむづかしいというお答えをするより……。

○川俣委員 私は意地悪く質問しているのじゃなくて、問題は事故が非常に多いわけでしょう。きのうの新幹線の朝までの立ち往生、それから新鶴見の事故、もう数えるものすごいんですよ。私は実際の資料を持つて伺つておるのだが、問題は機関士に自由裁量を許して、アローインスを許しているという、どっちがむづかしいのだということをいま考へるのじやなくて、一般国民から見ると、これは何が原因だらうかと思つておるわけです。特に一般の方は、こういう安全闘争というような羽目にならないと、あるいは事故が起きないと、ああ国鉄というのはすいぶんあぶないんだなという感じにならない。非常にタイミングよく、きのうですかおとといですか、組合のほうで――これは動力車ですか、「危険な踏切・危険線区等調」いうやつを出した。二三〇ページですか、これを出された。マスコミはこれを危険白書といふように国民に訴えておるわけです。国民に訴えると同時に、いまのこの安全闘争と国民の迷惑という考え方にも訴えておるわけです。ということは、当局はどうなんだということを聞きたいわけです。というのは、こういうことですよ。この危険白書によれば、「昨年全国で発生した五件」、例の大事故

し、実際の絶対件数につきましては、私どもお客様や何かに死傷を及ぼすような事故のことを列車事故と申しまして、列車脱線とか列車衝突、こういった非常にあぶない事故の件数はずつと年々減つてしまいまして、昨年度、四十六年度は六十件で、ともかく百年の歴史の中では一番件数が少ない年になつております。一方輸送量は逆に毎年ふえておりますから、輸送量があえている一方、件数そのものは実際面では減つてゐる。にもかかわらず、非常に世間の皆さま方に御心配かけるようなことが起つて、たゞへん恐縮に存じております。

確かにいろいろ出ておりますが、私ども、今までの事故件数が減つてきただることは、決して放置していただけではございませんで、毎年いろいろな投資をしておりまして、たとえば踏切につきましても国鉄側で百億円余り、道路者側でも一千億円余りの立体交差の処置をしております。防災関係にしましても、毎年いろいろ合わせまして二百億以上の投資をしておりますし、そういう過去の投資した処置の結果、このように一応件数の上ですと毎年減つてきている結果が出ていると思います。昨年度一年間でございますが、六十年度は十二月末まで四十七件、このまままいりますと昨年度より若干オーバーするかもしれません、件数としましては昨年度を除きまして、やはり戦前戦後を通じます最低の件数になつてゐるような状態でございます。

それから一方、昨日動力車組合のほうから、いまおっしゃるような危険白書を私ども受け取りました。昨日受け取つたばかりで、細部まで一件一件当たつてみるとそこまでは至つておりますが、東京付近をずっと当たつてみたところでは、一部には私どもの調べと間違つておるところもあり、一部にはもうすでに処置したものもございますし、また現在計画中のものもございます。私どもいたしましたが、このよだな施設に對しましては平生その実態をよく調査しております。处置すべきものは、先ほど申し上げましたような防

災経費とかあるいは踏切対策経費によりまして年々その処置をしてまいつております。

ただ、たとえば踏切につきましては、踏切といふものが平面交差である以上、何かぶつかる危険

というものが常につきまとつておるものでござりますので、そのため、できるだけあぶなさといふものが厚いものから私どもは手がけております。立体交差とか踏切保安設備とかいろいろやつております。

ただ、たとえば踏切につきましては、踏切といふものが平面交差である以上、何かぶつかる危険

というものが常につきまとつておるものでござりますので、そのため、できるだけあぶなさといふものが厚いものから私どもは手がけております。立体交差とか踏切保安設備とかいろいろやつております。

ただ、たとえば踏切につきましては、踏切といふものが平面交差である以上、何かぶつかる危険

いうものが厚いものから私どもは手がけております。立体交差とか踏切保安設備とかいろいろやつております。

ただ、たとえば踏切につきましては、踏切といふものが平面交差である以上、何かぶつかる危険

というものが常につきまとつておるものでござりますので、そのため、できるだけあぶなさといふものが厚いものから私どもは手がけております。立体交差とか踏切保安設備とかいろいろやつております。

ただ、たとえば踏切につきましては、踏切といふものが平面交差である以上、何かぶつかる危険

いうものが厚いものから私どもは手がけております。立体交差とか踏切保安設備とかいろいろやつております。

ただ、たとえば踏切につきましては、踏切といふものが平面交差である以上、何かぶつかる危険

打つておきました。ことしも、年度末まで白書も、この一つ一つを見ながら、このうちでさらに処置すべきものはこの計画の中に入れつつ、また四十八年度は四十八年度で処置をしてまいりたいと考えております。

○川俣委員 昨年のような北陸トンネルの事故をはじめとして、ああいう事故を見せられて、件数が一番少ない年だったと言われると、いまの六十件というのはどういうものなんですか。踏切ですか。それから事故の規模、どういう傾向を示すのか、大規模的なのか。さらに踏切の場合の事故の内容ですね。踏切にはいろいろな種類があるのだろうから、そういう趨勢とか、そういうふうなところは全部チンチンのみならず、全廻断

にして新しい事故を防止していただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○川俣委員 私が思うには自動車の交通量が、踏切を通る量が多くなつたという趨勢も一因あると思うのですが、踏切の事故をいま一々あげたらかなりなものですね。その踏切の事故のあれは十中八、九までは無人踏切なんですね。そうですね。

○川俣委員 それは比率によるところのくらい多いのですか。私から見ると、事故が起きてから後手

手に、チンチンをつけたり遮断機をつけたりして、見ているとあとになつてやつていくのだが、住民運動もこれありだらうと思うのだが、踏切といふのは一番理想なのは、交通量がなくて踏切手がずっといるのが一番理想です。これはだれしもわかる。これがなかなか許されぬから、せいぜいチンチンをつけたり、よいよになつたら無人だ、こういう比率は、踏切の数はどんなものですか。

○川俣委員 先ほど申し上げましたように、いいろいろ施策して逆に事故がだんだんふえていくという傾向にあります。なぜなら、私どもの施

策が根本的に誤っているということに相なります。が、先ほど申し上げましたように、いろいろ自動車がふえたり、国鉄側も列車回数がふえたりして何

書にも書いてございますが、四種と称しまして何

○阪田説明員 御指摘のように、私どもがいま非常に意を使つておりますのは、件数が少なくなつたからそれで安心しておるということでは決してございません。おっしゃるとおりその一件一件の内容そのものはむしろ悪くなつておる面がある。それに対してもさらにその次、さらにその次の保安設備をどうすべきかということについていま非常に勉強しておる最中でございまして、その点は北陸の火災事故をはじめといたしまして、同じ件数

で、見ているとあとになつてやつていくのだが、住民運動もこれありだらうと思うのだが、踏切といふのは一番理想的なのは、交通量がなくて踏切

手がずっといるのが一番理想です。これはだれしもわかる。これがなかなか許されぬから、せいぜいチンチンをつけたり、よいよになつたら無人だ、こういう比率は、踏切の数はどんなものですか。

○阪田説明員 現在踏切警手がおりますのが六百九十五カ所でございまして、全般的に、要するにチンチンとか、いろいろそういう、ともかく防護設備があるものが一万六千五百カ所ぐらい。それから、チンチンも何もなく、いわゆる組合の白

自動車の増加とともに踏切事故がものすごい勢い

で増加してまいりましたので、当時踏切保安室と

いうものを設けまして、それを契機にしまして、年間先ほど申し上げましたような投資を行なつて

きた結果、現在踏切事故の件数そのものもずっと

車が通つてはいけないといつて規制しているようなものが大体九千カ所ございます。それで、何にも規制のない、ただ踏切、農道を通るとか、普通の方々が、人だけがそこを通るという踏切が約六千カ所、規制のあるのとないのと両方合わせまして、いわゆる四種と称します、チンチンとかバーがついてない——それはここに踏切があるとか、くいは立つてあるのでござりますが、要するにそういう規制、チンチンとかバーがない踏切が一万五千カ所でございます。合わせまして三万二千五百五十カ所ございます。

○川俣委員 いすれにしても、全然無防備と、何らかのあれがあるのと大体半々だと思います。それで、人が通る私はそういうように思います。それが、人が通る車が通るかは別として、一万五千三百九十九カ所もあるわけで、そのうちの六千カ所は、くいなんか立つて農道その他と、こうなっているのだが、ちよつと参考まで伺いますと、そこの住民とか農民から、ここに踏切をつけたらしいという陳情があつてつくった個所はどのくらいあるのですか。

○阪田説明員 ただいまの、全国的に何件あるかはちよつとはつきりわかりませんが、そういうときは必ず協議をいたします。あるいは踏切を立体交差にするときも地元の方々と協議いたしますし、それからチンチンをつけたり何かするときも、すべて地元の方と協議しながら踏切につきましては処置しております。いま明確な件数はちよつとわかりません。

○川俣委員 それでは、時間がありませんからあとでこれを……。これは後日の質問で関連した質問が深まっていくのですから。
「鹿児島本線 特急が衝突脱線 ダンプ警報無視乗客ら五人が死傷」、これもチンチンはあるのだが、遮断機がない。一つずつ指摘しますが、これは全部指摘しますと、昨年の二月に「トラックの四人即死 踏切で貨車と衝突」これは小山付近でですね。これは警報機がついているが、やはり無人。

これはほんと、こう言つては悪いけれども、このくらいのダンプが通る、車がこれだけの交通量があるのに、どういう踏切でこういうのがあるか

といつたら、やはりこういうところの踏切にはんとうに事故の発生が集中しておるのだということを私らはつかんでいます。これは白書じやなくて、一般的の新聞からつかんでいるのですから。この点はどうですか。常務としては、やはりこれだけの交通量ならこれだけの遮断機——遮断機ばかりじゃなく、踏切手も必要なんだというよう痛感しておるのか、それとも遮断機、チンチンだけでいいのか、あるいは片方半分の遮断機、これだけいい、こういうような考え方でいるのか。それとも、やはりこれだけの交通量になつたんだから、金がかかるかもしれないが、踏切には踏切手が必要だという方向で検討しているのか、どちらがんです。

○阪田説明員 踏切につきましては、先ほど申し上げましたように、現在のチンチンだけありますと、過去の実績からいたしましても、もう事故は半分以下に減る。片側だけの遮断じやなく全部遮断機械的に交通を全部遮断するということで、いま国

つけまして全部遮断する。で、列車が近づけば機械的で交通を全部遮断するようにしておりますので、そういう遮断機にいたしますと、過去の実績からいたしましても、もう事故は半分以下に減る。片側だけの遮断じやなく全部遮断機械的に交通を全部遮断するようにしております。

○川俣委員 それ、全然わかりませんが、かなりの事故なんだけれども、調べなければわからぬほどの小さな事故じゃないはずだ。田中総理大臣が関係しておるというんだ。

○住田政府委員 先ほど申し上げましたように、車が来たならばチンチンが鳴ると同時に必ず遮断機がおりて、その手前で自動車の運転手のほうは必ずとまるというような形で止まつたと

人の問題につきましては、二重系、三重系といふのは人よりもっと機械のほうが必ず間違いないと思つております。

○川俣委員 それで、車が来たならばチンチンが鳴ると同時に必ず遮断機を通じた踏切に来年からさしつか手をつけたい。そうしますれば踏切事故はすつと減つていくものと考えております。

○川俣委員 いまのよう答弁は前にずっとこの委員会であり、あるいは運輸委員会であり、先輩委員から追及されておるのだ。当局の返事はいま

と同じ返事なんだ来年からもとやります……。ところが事故は待つてくれないわけだ。どんどんスピード化していくし、こういう態度であれば、まさにこれは安全競争というか、何かやらざるを得ないんじゃないですか。そうでしょう、そんじやないですか。

それから踏切のあれで、さらに民営鉄道、いわゆる地方鉄道法のあれでちよつと教えてもらいましたが、四十六年の十一月ですから一昨年ですか、越後交通で「乗客ら一〇人重軽傷」トラックと衝突、警報なし、運転手死ぬ」こういう事故の場合に一体どういう措置をとつたのか、との程度の権限があるのか。あるいははたしてこれに対するどうも適切な措置——この越後交通といふのは田中総理大臣が重役である。これはどのような措置をとつたか、知っていますか。

○住田政府委員 越後交通の問題は、ちよつと私の所管でございませんので、後ほど調べて御連絡申し上げます。

○川俣委員 それ、全然わかりませんが、かなりの事故なんだけれども、調べなければわからぬほどの小さな事故じゃないはずだ。田中総理大臣が関係しておるというんだ。

○住田政府委員 先ほど申し上げましたように、車が来たならばチンチンが鳴ると同時に必ず遮断機がおりて、その手前で自動車の運転手のほうは必ずとまるというような形で止まつたと

人の問題につきましては、二重系、三重系といふのは人よりもっと機械のほうが必ず間違いないと思つております。

○川俣委員 それで、車が来たならばチンチンが鳴ると同時に必ず遮断機を通じた踏切に来年からさしつか手をつけたい。そうしますれば踏切事故はすつと減つていくものと考えております。

したら工場、機関区、それから先ほどからお話を出しているような踏切とかあるいは災害とかいう問題につきましては保線区、そういう組織がございまして、そういう組織が常時踏切なら踏切の点検、

災害なら、たとえば宅地造成とかいう環境変化に応する問題、あるいは橋梁なら橋梁の強度が長い間に経年変化していかとかいうようなチェック、定期的に点検をしておるわけですが、これがまた

ときどきそれぞのテーマについて現場を行つてまた処置をする。また、あるいは全国的に毎年一回か二回かは事故防止月間といふのを設けて処置する。それから一番基本的な組織といたしましては、本社内に毎月一回、事故防止対策委員会とおりまして、その上に、そのほか管理局とかあるいは本社とかいろいろございますが、これがまた

ときどきそれぞのテーマについて現場を行つて月毎必ず検討会を開いております。

○川俣委員 運輸省来ておりますか。——この国鉄の機構を見ると、新幹線総合計画部とか新幹線建設局、それからコンピューター部、これもずいぶん大きくなつた。それから職員局、まあ職員局はもちろん必要であろうと思うのだが、やはりこの安全点検の場といふのを常に置く機構が必要なんだろうと思うのですが、どうお思いですか。

○住田政府委員 国鉄の中の機構は、ただいま阪田常務理事がお話しいたしましたような機構で安全点検とかいうのを通常やられているわけでござります。

○川俣委員 十分じゃないんだ。なぜ十分じゃないかというと、常務の考え方が機構的、機能的にできていないと思うんだ。やりたいと思う、来年

はやりたいと思うという答弁が常に議事録に残つてあります。

ておる。あなたの足がないのだと思うんだ。常に常務の中に指示系列がないのだと思ひますよ、そうだろう。

それからもう一つは、次の質問に入つて、いきま

すが、鶴見の事故、いわゆる競合脱線ですか、こ

れは皆さん記憶がありますね。鶴見の競合脱線、この事故発生は何年でしたかね。

○川保委員 昭和三十八年です。

○川保委員 これに対する調査報告書が出たのは何年でしたかね。

○川保委員 昭和四十七年三月、四十八年三月、どつちですか。

○川保委員 四十七年三月でございます。

○川保委員 三十八年の十一月に事故が起きて、四十七年の三月に調査報告書が出た、十年ですね。

○川保委員 どんなんのですかね。これに對してどうです。

○川保委員 この競合ということが非

常に——線路が悪ければ線路が悪い、ということが非

常に——线路が悪ければ线路が悪い、ということが非

十一年三月の最終の結論を待たずして手は打つておるわけですが、その点でこれは

おっしゃつらなくたつて——いいですか、国民は

命を預けておるのだから、運輸省から言わせると

いまの機構でいいんだ、こうおっしゃるから十年

もかかるのですよ。そんなにむずかしいものかね。

むずかしいかもしらぬけれども、事故発生以来十

年もたつてから結果が出るというのはどういうこ

とになるのですか。それを言つておるのですよ、私は。これは一つの例だと思ひます。

的確にすぐ

出ないのだと思ひます。これはどうですか。労働

省はどの程度これを監督しておるですか。ど

うですか、まず大臣から、そうしなければならな

いという意見がありまつたら……。

○加藤国務大臣 国鉄の問題に対しましては、乗

客はわれわれに關係ありませんが、從業員の安全

の問題に対しましては、安全衛生法、労働基準法、

組合も当局もないわけだから、これはそういうも

のなんですが、どうです、これはいいことだと思います。

○川保委員 問題がないというよりも、労働安全

衛生法に抵触する機関士、機関助士というものが

必要であるかどうかというのを聞きたいので

す。

○渡邊(健)政府委員 現在はすべてそういう仕事

は資格のある人がやるようになっておりますので、

現在そういう問題はないのではないかと思ってお

ります。

○川保委員 一級のボイラーですね、これは国鉄

の機関士に必要な規則がありますか。どうですか。

○渡邊(健)政府委員 ボイラー規則によりまし

て、一級の免許を持ってなければボイラーをい

じつてはならないという規則になつておるわけ

でございます。

いままでたびたび行なつたことはある

りませんが、ときによつては立ち入り検査、同乗

監督をいたします。ただ国鉄の現在であります

が、組合から出した白書、私十分見ました。その中で

大いに参考とするところもあります。今後踏切の

問題また保線の問題、かような問題は他の職場

よりは相当危険率もありますから、かような問題

に対しましては今後とも国鉄と十分連絡をとつて

厳重な監督をいたしますことは、これはもちろん

であります。

○川保委員 局長もいるようですから、去年労働

安全衛生法をみんなでつくりましたね。あれがで

き上がりから立ち入り検査、乗り入れ、その他

やつたことはありますか。

○渡邊(健)政府委員 立ち入り検査等はそれぞれ

の監督署で個々にやつておりますので、その後どの

くらいやつたかというようなことはつかんでおりませんけれども、従来からも国鉄に対しましても必要のつど立ち入り検査を行なつておるところでもあります。

○川保委員 あのときにボイラーラーの免許の問題で、蒸気機関車に対する免許の問題で、労働安全衛生法と抵触する項がありますか。

○渡邊(健)政府委員 その点についてはもう問題はないと思つております。

○川保委員 問題がないというよりも、労働安全衛生法に抵触する機関士、機関助士というものが必要であるかどうかというのを聞きたいのです。

○川保委員 問題がないというよりも、労働安全衛生法に抵触する機関士、機関助士というものが必要であるかどうかといふことを聞きたいのです。

そこで、危険白書で国民に非常に読ましたのは、危機一髪というのがかなりあつたというんだ。これはほんとうに読ましたのですね。動労組合員の発見で事故を未然に防いだ件数が昨年一年間で四千二百八十三件、事故寸前だったケースも千件をこしている。国鉄一家は皆さん一緒だろうから、組合も当局もないわけだから、これはそういうものなんですが、どうです、これはいいことだと思います。

○川保委員 その具体的な事実は、いま私自身そういう個々の問題になると、すべてのすべてを把握することができませんが、何しろ一日で全国で約二百万キロも列車が走っておりますから、その中で各國鉄職員が、もちろん自分の職務として当然でございますが、それ以外の方々の中にも、ときにはそういう音とか、あるいは目で見てこれ

はおかしいではないかというようなことを指摘される場合はあると思います。

○川俣委員 常務、役人さんは勇退、退官されて、よく天下りといふ問題があるのだが、こういう国鉄OBの勘なんというのは、これはコンピューターにも出なければ、宝だと思うのです。国鉄に長く奉職したこういふ勘を、未然防止、安全点検、総点検に利用するという考え方が必要なような気がするのですが、どうです。高級官吏は行き場所といふか、天下りの場所があるのだが、こういふようなとうとい、コンピューターには出ない、仕事からきた、経験からきた勘なんですね。こういうものが大事なんだよ。どうです。

○阪田説明員 これは各管理局によって事情がいろいろございますが、管理局によつては、そういうOBの方々が一つの会としてわれわれの現役をバックアップして、ただくよくな組織的な活動を行つた。常務役人の方々が、管理部局のそれぞれの責任者に対しましてそういう考査もひとつ考えてみるということは、私としても相談してまいりたいと思います。

○川俣委員 常務、どうですか。自主的に各局がやつてあるなんといふ答えもわかるのだが、あなたは安全点検では総大将だろうから、これをひどく機構化するという考え方はどうですか。約束しませんか、これはたいへんいい案だと思いませんが。

○阪田説明員 これは確かにアイデアとしてそのとおりだと思いますが、一つまたこういふときにいたへんむずかしいのは、国鉄はあいつの力をかりておれの力をかりないという、非常にいろいろな方がおられますので、なかなかそな組織化していらっしゃる問題がありますが、少し考えさせていただきたいと思います。

○阪田説明員 あいつをバックアップしてあそこへ

やつたなんということであれば、高級官僚なんか、もつと言いたいですよ。同僚で片一方は野に下つて生まれたところへ帰つてしまふ。片方は公団かどこかへ行く。これは幾らもあるよ。そういうBの勘というものは長年のもので、これは普通の人じやできないと思うのだ。そういうことで、それこそBの勘といふもので、私は考えるのできないとと思うのだ。そういうことで、それこそ国民総ぐるみでの安全闘争だつて、私は考えるのだ。いまのこれを見せられると、そういう観点に立てば、常務は口では、部内のかたい頭だ——かたい頭といふのは謙遜されたのかどうか知らぬがやはりそういうようなものを考えると、運輸省はだいじょうぶだというが、これはだいじょうぶだかどうか。この次、私はあらゆる例を出して言いますが、いまの機構じや、だいじょうぶじゃないのだ。だいじょうぶじゃないのだが、それをやつてももらいたいと思います。

○阪田説明員 それから最後に、事故のあれで、欠陥車、設計ミス。これもまた一つの例ですが、地下鉄の東西線、去年の春四十七年の五月でしたが、これに乗り入れの国電の車軸のモーターのファンのカバーがはずれ、飛び散った鉄板が乗客の足にぐさり。これはいろいろと検討した結果、国鉄の本社がいうのには「メーカーによる製作・組立、あるいは国鉄が分解検査したときの組立で寸法に誤差が出たほか、初めから間隔をたつよりとらないかった設計に至らぬ点があつたといえる」こういふ談話を発表しているのだが、これはそな古くないが、事実ですか。

○阪田説明員 たわみ板と継ぎ目の間隔が間違つて、いたといふことでございます。

○川俣委員 私が申し上げたのは、国鉄本社の談話を認めますかというのですよ。

○阪田説明員 その談話というのは、どこに出ていた談話ですか。私もちょっとわかりません

が……。

○川俣委員 時間があれだから、後日またこの問題をやりますが、この機会にこの問題と関係して伺うのですが、メーカーの責任はどうなるのですか。この場合はどういうように処置しているのですか。

○阪田説明員 先ほど申し上げましたように、総理室だつたら。そんなことよりも、やはり国鉄Oの国鉄側の責任。それからこの場合はどのように処分をしたのかということを聞きたいのです

が……。

○阪田説明員 地下鉄のたまいまの事件につきましては、その事後の処置について私たまいまわかっておりません。一般的には、ひどいものについては指名停止をするとかいろいろな処置をとつておりますが、その事件そのものについては私ちょっと把握しておりません。

○川俣委員 これ具体的に私質問したのだから、

私はこれを取り上げたのありますから、ぜひこれをやつてももらいたいと思います。

○阪田説明員 それからこの場合、内部の

乗務員がいいろいろ申上げておる点もすべて、バックアップのしからしめるものでございまして、全国

の国鉄側の責任。それからこの場合はどのように

組織においてできる限りの努力をしておるつもりでござります。ただ、だいまの地下鉄の乗り入れのような個々の問題につきましては、あるいは資

料不足の点があつたかもわかりませんが、本日私

がいろいろ申し上げておる点もすべて、バック

アップのしからしめるものでございまして、全国

の鉄道において今後ともこの安全問題につきま

しては十分な手を打つてまいりたいと思います。

○川俣委員 資料不足じやなくて、やっぱり事故

に対する感覚といふか、こういうようによく数が多いと、国民としては無理ない安全闘争だと思います。

○阪田説明員 やつぱり公務員に対するストラッカの問題がからんでくると、国民としては無理ない安全闘争だと思います。

○川俣委員 それで社労委員会としては、

やつぱり公務員に対するストラッカの問題がからんでくると、国民としては無理ない安全闘争だと思います。

○阪田説明員 非常にこれがいま浮かび上がつておる課題である

から、労働大臣、どうですか。

○川俣委員 最後に、さつきのボイラーワークの問題だつて、これだけ感覚が違うだろう。それがあるだろう。労働安全衛生法はちゃんと一級ボイラ技士を乗せなければならぬと書いてある。国鉄のほうはわからぬという考え方なんだ。ひとつ徹底的に国鉄に乗入れて社労委員会で調査しようじゃないですか。安全衛生法はちゃんと一級ボイラ技士を乗せなければならぬと書いてある。国鉄のほうはわからぬという考え方なんだ。ひとつ徹底的に国鉄に乗入れて社労委員会で調査しようじゃないですか。

○阪田説明員 だから、労働大臣、どうですか。

○加藤国務大臣 専門的なことでありますから、政府委員に答弁させます。

○川俣委員 そうじやないのだ。専門的なあれ

じやなくて、政府としていま安全闘争に対する態

度をはつきりしてもらいたいのだよ。社労委員会

で調査しようじゃないですか。

○加藤国務大臣 人命の安全、従業員のいろいろ

災害の防止については、これは当然労働省として

これを重要視することはもうもちろんあります。

○阪田説明員 たわみ板と継ぎ目の間隔が間違つて、いたといふことでございます。

○川俣委員 私が申し上げたのは、国鉄本社の談話を認めますかというのですよ。

○阪田説明員 その談話というのは、どこに出ていた談話ですか。私もちょっとわかりません

いないようですけれども、これは不満だと思います。

○竹内(黎)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

ます。

午後零時二十九分休憩

○田川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○島本委員 質疑を続けます。島本虎三君。

私の場合は、ことに職業病のうちでも、かつて四十年から四十一、それが第一回目で、職業病としての認定問題で物議をかもした白ろう病の問題であります。第二回目はたぶん四四年だと思ったのですが、治療その他の方法について、四八年の現在になつておりますが、この白ろう病の対策が不十分ではないだろうか。私は先月の二十八日から三日間にわたりまして、北海道の北見のまたその奥の置戸といふ町の四十キロほど山の中へ入って、そのやまとと一緒に生活をしながら、この白ろう病の実態を調査してまいりました。まだ労働省、林野庁その他においても、この問題に対処しなければならない重大な問題点がありますので、今後それをあげて、そのまま認定患者の問題です。昭和四十四年には白ろう病の認定患者が千四十二名であります。十七年の十二月現在で千二百六十九名であります。それ以後認定患者があえておらないでありますけれども、これは白ろう病の実態が十分に認識されて対処をされているせいでしょうか。その点についてひとつお伺いしたいと思うのであります。林野庁にお伺いいたします。

○福田政府委員 お答えいたします。
○島本委員 私の場合は、ことに職業病のうちでも、かつて四十年から四十一、それが第一回目で、職業病としての認定問題で物議をかもした白ろう病の問題であります。第二回目はたぶん四四年だと思ったのですが、治療その他の方法について、四八年の現在になつておりますが、この白ろう病の対策が不十分ではないだろうか。私は先月の二十八日から三日間にわたりまして、北海道の北見のまたその奥の置戸といふ町の四十キロほど山の中へ入って、そのやまとと一緒に生活をしながら、この白ろう病の実態を調査してまいりました。まだ労働省、林野庁その他においても、この問題に対処しなければならない重大な問題点がありますので、今後それをあげて、そのまま認定患者の問題です。昭和四十四年には白ろう病の認定患者が千四十二名であります。十七年の十二月現在で千二百六十九名であります。それ以後認定患者があえておらないでありますけれども、これは白ろう病の実態が十分に認識されて対処をされているせいでしょうか。その点についてひとつお伺いしたいと思うのであります。林野庁にお伺いいたします。

○福田政府委員 お答えいたします。
○島本委員 私の場合は、ことに職業病のうちでも、かつて四十年から四十一、それが第一回目で、職業病としての認定問題で物議をかもした白ろう病の問題であります。第二回目はたぶん四四年だと思ったのですが、治療その他の方法について、四八年の現在になつておりますが、この白ろう病の対策が不十分ではないだろうか。私は先月の二十八日から三日間にわたりまして、北海道の北見のまたその奥の置戸といふ町の四十キロほど山の中へ入って、そのやまとと一緒に生活をしながら、この白ろう病の実態を調査してまいりました。まだ労働省、林野庁その他においても、この問題に対処しなければならない重大な問題点がありますので、今後それをあげて、そのまま認定患者の問題です。昭和四十四年には白ろう病の認定患者が千四十二名であります。十七年の十二月現在で千二百六十九名であります。それ以後認定患者があえておらないであります。

な数になつてゐるわけございまして、まだ遺憾ながら治療の基準が確定しておりませんので、一貫認定されると、それがなおったということを減つてないということがあるわけでございます。四十五年以降の分だけを拾い上げてみますと、四十五年度の認定者は百二十五名、四十六年度には六十五名、四十七年度は三十六名というぐあいに、認定患者は若干減少する傾向になつておるわけですが、これも絶滅するためには、さらに私たちも努力をしていかなければなりません。かように考へておるところでございます。

○島本委員 それで労働省、全治した人がありまけでございますけれども、これを絶滅するためには、まだ依然として五時間以上操作しているのですか、これでいいのですか。こういうような

○渡邊(健)政府委員 軽度の人につきましては、療養を継続していた人が療養に来られなくなつたというような事例はあるわけでございますが、正確には、どの程度の人がなおつておられるのかといふことはわからないわけでございます。

○島本委員 認定患者のほうを見ましても、四十年度は千四十二名、四十七年十二月は千二百六十九名、この約四年間には二百二十名程度よりふえておらない。したがつて、これはもう減つてゐるのではないか、こういうように考えられるのでありますけれども、全治者は皆無である、こうなつておりますから、したがつてこれは認定された人でもなおつておらないから二百二十名だけ足して、結局だんだんふえているのが実情なんですね。

○島本委員 認定患者は状態が悪化しておる。そして、この指標として、労務の実態を見なければならぬのです。私どもの調査では、国有林では二時間程度働かしておるようです。民有林では五時間以上チエーンソーによる操作をさせておるようあります。チエーンソーによる操作をさせることは、まことに残念なことでございまして、今後とも極力作業をいたしてないものがおりますことは、また、先生指摘のように、まだこの基準どおりの操作を避ける」といったような作業についての指針を通じたしまして、これによつて作業させるよう極力指導をいたしておるところでござりますが、先生指摘のように、まだこの基準どおりの作業をいたしてないものがおりますことは、まさに残念なことでございまして、今後とも極力この指導基準に基づきます作業が行なわれますよう、強力に指導してまいりたいと考えるわけでござります。

○島本委員 国有林におきましては、たゞ御指摘ございましたように、認定されていな

れのある者もだいぶいるということであります。が、おそれのある者を入れると、私の調査の約二、三倍よけいのようであります。そうすると、この対策といふものはほとんどなされておらないといふことと同じじゃないかと思うのです。

労働省のほうでは、民有林等について、民間ではいま十二万台のチエーンソーが出ておりますけれども、まだ依然として五時間以上操作しているのですが、これでいいのですか。こういうようなことについて指示しているのですか。それと同時に、林野庁のほうでは同じような、おそれのあるような患者に対して適確な措置をしておられるのですか。これも前提条件として大事でありますから、まずはお伺いしておきたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 民有林におきます白ろう病の予防につきましては、四十五年に「チエーンソー使用に伴う振動障害の予防について」という通達を出したまして、防振装置の取りつけられたチエーンソーを使うようとか、あるいはチエーンソーの整備の問題、あるいは操作のやり方の問題、それから先生いま御指摘の操作時間につきましても、「チエーンソーの操作時間を一日二時間以内に規制するとともに、作業の過程にチエーンソーを操作しない作業を組み入れ、チエーンソーの連続的操作を避ける」といったような作業についての指針を通じたしまして、これによつて作業させるよう極力指導をいたしておるところでござりますが、先生指摘のように、まだこの基準どおりの作業をいたしてないものがおりますことは、まさに残念なことでございまして、今後とも極力この指導基準に基づきます作業が行なわれますよう、強力に指導してまいりたいと考えるわけでござります。

○島本委員 これで、十年たたた山のやまとが紫

に一日の使用時間あるいは一週間内における使用時間、あるいは月の中における使用時間とか、一回に使う時間の長さとかいうことを規定いたしまして、その中で、できるだけそいつたことのないように措置しているわけでございます。また、作業の仕組みの関係であるとか機械の改良の問題等ということにつきましても、常時研究を怠りなくて、その中で、できるだけそいつたことのないように措置しているわけでございます。

○島本委員 労働基準局のほうでは二時間という指針を通しておられるが、さっぱり守られておらない。それが実態です。それから林野庁のほうでは、ことばはなかなかいいのでありますけれども、これまでそのとおりいつておらない。その実態はこれから一つ一つお伺いいたしますが、こういうような実態があるのです。労働大臣は、この白ろう病というのは聞いたことがありますか。いつ聞かれましたか。

○加藤國務大臣 この間、ちょうど衆議院の予算委員会で忙しかったときでなかなか出られなかつたのでありますけれども、白ろう病の問題に対する私、知識が不足でありますので、繰り合われまして、これは民間でなかつたのであります。しかし、これは民間でなかつたのであります。全林野の全国の代表から、短時間でありますが、相当広範囲にわたつていろいろな問題を取り上げまして、これは大問題だ、こういうように痛感いたしました。

いま島本議員の話によると、北海道にこの寒いときに御足勞いただいて、ほんとうに私も感謝いたしますが、これは機械作業でありますから、時間の問題なりいろいろの問題が伏在しておると思いますので、まず白ろう病にかかる予防の問題が大事でありますし、かかった方の基準問題と

これは農林と水産は労働省の中でも特に特別な関係にありますので、いろいろな観点につきましては当局を指導いたしまして、これが対策に十分熱意をもつて当たる所存であります。

色になつて痛む手をかかえてきて、お医者さんに見てもらつた。なぜこれは痛むのか。そのお医者さんはそれに対して、腐つてきているのじやないだろうか、こういうように言つたら、その患者はどうか、こういうように言つたら、その患者はもうほんとうに驚いて、事の重大さにぼう然としてあつた、こういうような報告も私どもは現地へ行って得ました。もうそれほど進んでるんですね。この先どのように救済できるか、予防するか、大臣おっしゃったように、それが大事なんですね。したがつて、さく岩機を使つた人、チーンソーを使つた人なんかを追跡して把握しておく必要があるのではないだろか。そうでなければ、いま大臣おっしゃつたように、予防が大事であり、基準も、その適用も大事であり、今後当然救済の手が及ぶのでありますから、その際に、救済の手を伸ばしても実態を正確に把握できない、こういうようなことであつては、せつかくの対策も実施できぬといふことになつてしまふのぢやないかと思うのです。

したがつて、今後はチーンソーを使う人に対するはつきり登録をさせておいて、その実態を完全に掌握し、把握しておく必要があるのでないか、こういうように思いますが、この点等について労働省並びに林野庁のお考え、いかがで

○渡邊(健)政府委員 先生御指摘のように、白石う病は非常に重大な問題でござりますが、まだ健康管理その他についてはいろいろ不明確な点があるわけでございます。そこで、現在労働者は災害法に基づきます林業労働災害防止協会に専門家となりなるところの振動障害検診委員会というのも設けまして、そこで白ろう病の健康管理問題どういうふうにやつたらいいかというふうなことの検討をしていただいております。先生の御意見の如きも白ろう病患者の登録あるいは追跡調査等々につきましても、この委員会の健康管理につきまして検討の御意見を十分伺つて考えてみたい、かよふに考えるのでございます。

れども、やはりこの白ろう病につきましては、そういう結果が出る前に予防するということが大事だと私は思しますので、労働省の関係ともよく連絡をとりまして検討してまいりたい、かように思います。

○島本委員 これはやはり、あとになつてからやめてしまつたら社会保障の恩典やそういうような措置も受けられないままに、いすこかへ去つてしまふ人が多いのです。職したがつて、その人たちの手は腐れ、あるいは内臓障害を起したりして、あたら山に勤いていたがために、黙つて死を待つばかりになつているというような、残酷なこういう状態にある人も多いのでござりますから、予防するといつても、なつた人に対する予防の方法がないのです。したがつて、ちゃんとこれを追跡調査をして、この実態を把握しておく必要がある。したがつて、これは登録も必要だということなんです。双方でよく協議されて、登録は完全にしておかなければ、大臣が言つたように、あとから措置をしようと思っても、これはどこにいるのかつかみ得ない、こういうようなことになつたら、たいいへんなんありますから、この点等は十分注意を尽くしてもらいたい、こういうように思うわけなんです。

それで私が見た中で、もう一つこういうような点があるわけです。山で勤いておる労務者の人たち、失業保険の問題とあわせて労務供給事業をさせること、そのことが結局は、失業保険法の特例を実施させるような制度がいまの場合はないので、みんな、港湾であるならば手配師のようにして、林業もその場から雇い上げられていくわけです。したがつて、ほんとうの日雇いもいいところだ、職安がどこにあるのか、こういうように思われるような実態です。したがつて業者と山に働く労務者、この労務供給協約、こういうようなことを述べばいいのでありますけれども、やはり十分これを見ぶところまでいってないわけです。これは最もおくれた労務対策です。

したがつて、今度これに対し、置戸という町の

されども、そこでは町のほうで四十円から五十円まで拠出する。対象者になる人、これは本人は六十円から百円拠出する、雇つた業者は六十円拠出する。これで二百五十日以下の者に一人五万円を町のほうから支給してやつて生活のかたにしてやる、こういうよな方法を町自身がとつているのであります。これはまさに、國に制度があって、その適用をさせられてない面がある、まさに私はこの点は遺憾だと思うのです。したがつて、この雇用状態が民間の場合は特にどうなつてゐるのか、これが大事だと思うのです。

港湾労働者の場合には当然港湾労働法の改正によつて、今度は共同雇用の制度化をはからうとしているのですが、この山林労働者の場合にも、こういうよな制度を当然考えてやつといのじやないか、こういうよう思うわけなんです。この林業労働についても何らかの立法の制定、たとえば共同雇用の制度化、こういうよな点も十分考へてしかるべきだと思いますが、労働省当局、いかがでござりますか。

○道正政府委員 お答えいたします。

林業におきましては、港湾の場合と異なりまして、地域が非常に広範囲にわたっております。また、労働力の需給の調整を一元的に行なうということが必要しも容易でないというよな事情もあるかと思ひます。したがいまして、港湾のように登録制度をしまして同じよな制度をつくるといふことは、いろいろ困難な問題があつて、にわかに実施できるかどうか、非常に疑問があるかと思ひます。

しかしながら、林業の雇用関係が、非常に季節性もございまして、一般の労働者に比べまして不安定であるということは、御指摘のとおりでござります。先生ただいまお話しになりましたような林業労働者の通年就労奨励事業というよななものも、農林省、林野庁が中心になって進めておられますので、そういう通年奨励事業と相まちまして、労働省といたしましても、農林省と緊密な連絡をとりまして、安定化にはつとめてまいりたいとい

○島本委員 そこをもう一步進め、労務供給協約を結ぶような状態をここに現出させて、そして、ただ単に手配師的な存在によって雇われる、何の協約もなしにただ雇われる、そしてそのまま捨て去られる、こういうようなことのないようにしてやる必要があるということなんです。そのためには、やはり一つの労働者の組織もありますから、共同雇用の制度化も当然考えてもいいものじやないかということ。これは最低の要件でありますから。他の方面では、場所が違うと、いうけれども、山林労働者だってどこにでもいるわけじゃないのです。これは木を切る場所にしかおらないのです。港の労働者であっても、港のある場所にいる。片や木を切る場所にいる。要件同じじやありませんか。しかしながら、その白ろう病という病気追い回されている状態ですから、この点はやはり共同雇用の制度化くらいは十分考えてやって、そしてその中で、いま置き去られているところの労務供給の協約をせめてでも結んでやって、この恩典に浴させてやるくらいは、最低の要件だと思うのです。ほかのほうではやっていることも、ここではやつておらない。やらせるように指導し督励し、そして実現させるべきだと思うのです。

これは林業労働法の制定といふと大きくなりますけれども、共同雇用の制度化やその面の行政指導をするということは当然です。これぐらいはもうやつていいと思います。この点については、やつてもらいたいし、そうしなければダメだということがあります。やらないですか。

○道正政府委員 先生おっしゃる御趣旨は十分理解できるわけでございますが、たとえば共同雇用化となりますと、全国で約二千五百ぐらいの森林組合があることは御承知のとおりでございますが、しかも地域的に限定されているということとは、ある程度事実でござりますけれども、港と違いますして、その地域が非常に広範囲にわたるということで、登録制度をとりまして労務の需給をやることが、はたしてできるかどうか、いろいろむずか

しい問題があることも事実かと思います。

したがいまして、林業労働者の雇用安定につきましては十二分に農林省、林野庁と連携を密にいたしまして検討はいたしておるわけでございますけれども、この段階で港湾労働法に準じたような登録制度を中心とする法制をつくるということについては、いろいろ検討しなければならない問題があるんじゃないかというふうに思います。

○島本委員 現にやっているところもあり、やつてないところもあり、それは業者と山に働く労務者との間に労務供給協約を結んで、そして他の恩典という、制度の利用に沿せさせればいいことなんですが、それさえやっていないから、せめてこれぐらい行政指導として、できるのだからやらないかというのですよ。どうもだめだな、そこ。

○道正政府委員 一部の県におきまして、先生御指摘のようなことをやっている県がござります。そういう経験を生かしまして、これをほかの県に拡大することにつきましては十分検討いたしたいと思います。

○島本委員 いや、そういうふうにして行政指導を直ちにやってもらいたい。大臣、それでいいですね。

○加藤国務大臣 島本議員も——これは局長から、どうも港湾と違つて、やはり広範囲で、広い地域にわたるというような特殊の、港湾と違う関係を特に強調いたしておりますが、これはそのとおりでありますけれども、局長はいますぐ港湾労働法と同様なことをやるということは、なかなか困難なような答弁であります。私としましては、この間も全林野と会いまして、やはり前向きいろいろ検討して、いろいろ検討を結んでおるところもありますが、共同雇用にさつそく前進する、登録制もある、こういうところまではさつそくは困難であります。よく趣旨はわかりますから、御趣旨を尊重して前向きな体制で善処いたします。

○島本委員 次に、林野庁の長官、時間にだいぶ制限があるのでありますので、林野庁に限つて

若干見てきたままに、その対策をひとつお伺いし

てみたいと思います。

この出来高作業というものは、まだ依然としてあるようではあります。この出来高作業に登録制度を中心とする法制をつくるということに引き受ける、二時間でやつたならば、それで十分といふ收入を得られない。そのため四時間も五時間も無理をして働いて白ろう病になる。そういうようなことをさせない。二時間の通牒を労働省は出してある。民間にも。しかしながら民間では、そういうようなのがあっても、通牒に従わない。

○島本委員 これは遺憾だと思うのです。

これはどういようと、出来高作業、今後これは廃止すべきじゃない。経理よりも何よりも人命が尊重されなければならない時代ですから、これは当然そういうような点、考えてかかるべきである。出来高作業を押しつける以上、依然として何

○福田政府委員 林業労働というのは先生御指摘のよう、昔から非常に労働強度の強い危険な作業だとされておりますので、私どもはできるだけこの林業労働を安全に、しかも労働強度を低める方向で、從来から主として機械化を重点に近代化をはかってきたところでござります。昔と違いまして、単純な請負制度からある程度固定給が入つたような形へ最近の賃金の支払い形態は移り変わつてきておるところでござりますけれども、大体先生御指摘のようなそういう方向で私たちも

工場労働に近いような形で林業労働も完全なベルト作業に乗るということでございますれば、先生の御意見のような方向にできるかと思つておるわけでございます。現段階におきましては機械化

ざいます。現在は先ほど申し上げましたように、いろいろと時間規制の中で考えておりますので、

労働賃金の支払い形態につきましても、さほどの支障はないかと思っておりますが、しかし私はそれで完全だとは思つておりますので、御指摘のような方向で今後とも検討を続けてまいりたい、かように思つております。

○島本委員 これは労働省と林野庁両方ですけれども、この白ろう病というのは手が白ろうのようになる、いわゆるレイノー現象を起こすことから白ろう病といわれるわけです。ところが、

これは遺憾だと思うのです。これはどういようと、出来高作業を押しつける以上、依然として何に対しても白ろう病はなくなりません。この実態

○福田政府委員 といつても白ろう病はなくなりません。この実態

廃止すべきじゃない。経理よりも何よりも人命が尊重されなければならない時代ですから、これは当然そういうような点、考えてかかるべきである。出来高作業を押しつける以上、依然として何

○島本委員 これはどういようと、出来高作業、今後これは廃止すべきじゃない。経理よりも何よりも人命が尊重されなければならない時代ですから、これは当然

う病の認定をしてやり、それによってようやく病気をなおす、療養をするわけです。ところが彼我の違いで、ソ連では日本の認定患者は重症患者の指定です。こういうように、大臣、違つているの

です。これはとんでもないことですから、こういうような点については早く手を打たなければならぬはずです。こういうようなことについて、医学的にも日本ではまだまだ今後の研究にまたなればならない面が多いというふうに聞いておる

○渡邊(健)政府委員 先生ただいま申されましたように、白ろう病につきましては単なる末梢神経の障害だけではなく、自律神経障害とか、あるいはホルモンについての障害まで生ずるというようなことは聞いておりますが、私どももなお、この白ろう病のメカニズムその他につきましては、専門家よりなる検診委員会を設けまして、そこで専門家よりなる検診委員会を設けまして、その結果、じん臓や肝臓がおかされてしまふことがあります。これはじん臓や肝臓がおかされてしまうのです。その結果、じん臓や肝臓がおかされてしまふことがあります。これはじん臓や肝臓がおかされてしまうのです。

○島本委員 これはどういようと、出来高作業、今後これは廃止すべきじゃない。経理よりも何よりも人命が尊重されなければならない時代ですから、これは当然

う病だといわないのであります。血液が流れなくなる、血管が細くなる。寒いときには、はだが縮み込んで、そして血管が一そら細くなる。物を持つていても、そのままぱつたり落とす。細胞がいた

う病だといわないのであります。血液が流れなくなる、血管が細くなる。寒いときには、はだが縮み込んで、そして血管が一そら細くなる。物を持つていても、そのままぱつたり落とす。細胞がいた

う病だといわないのであります。血液が流れなくなる、血管が細くなる。寒いときには、はだが縮み込んで、そして血管が一そら細くなる。物を持つていても、そのままぱつたり落とす。細胞がいた

う病だといわないのであります。血液が流れなくなる、血管が細くなる。寒いときには、はだが縮み込んで、そして血管が一そら細くなる。物を持つていても、そのままぱつたり落とす。細胞がいた

う病だといわないのであります。血液が流れなくなる、血管が細くなる。寒いときには、はだが縮み込んで、そして血管が一そら細くなる。物を持つていても、そのままぱつたり落とす。細胞がいた

う病だといわないのであります。血液が流れなくなる、血管が細くなる。寒いときには、はだが縮み込んで、そして血管が一そら細くなる。物を持つていても、そのままぱつたり落とす。細胞がいた

う病だといわないのであります。血液が流れなくなる、血管が細くなる。寒いときには、はだが縮み込んで、そして血管が一そら細くなる。物を持つていても、そのままぱつたり落とす。細胞がいた

論を出したいということとで総合研究を実施しておるところでございます。関係官庁とも連絡をとりまして、この基準を早期に確立いたしまして治療を進めてまいるようにいたしたいと考えておるところでござります。

○島本委員 同時に、これは休業及び転業者に対しての賃金保障、生活費の保障は十分つとめてやらなければいけないと私は思います。結局は栄養の不足、これあたりも付隨的に作用しているのであります。ですから、休業しておる者また職転するような人、こういうような人に対しても一〇〇%の賃金保障は当然してやるべきだ。これは十分その点配慮しておりますか。

業者に対します保障は関係官庁とも連携をとりまして、ただいまのところでは一〇〇%まではございませんが、休業の援護金制度、これも加えますと、百分の百八十という段階になつておるわけでございます。これにつきましては今後もっと改善してまいりたい、かようと思うわけでございます。また転職者につきましても、これは改善を進めてまいりたいと思っておるわけでござりますけれども、これにつきましては団体交渉事項でもござりますので、できるだけ改善をはかつてまいりたい、こう思つております。

○島本委員 その点は総合とよく譲して
○%やつて療養の実をあげせるようにしないと
だめだ。この点だけは、強くこれは私から要請し
ておきます。

なお、この予防対策は大臣も初めからこの問題
の重要性を指摘しておりました。治療の方法は
はつきりしたものを確立されておりませんが、早
く開発して、この確立が必要であります。当然こ
の管理医についても労使で十分話し合って、この
点は万全を期しておいたほうがいいのですが、管
理体制、これは万全ですか。万全ではないと申
いますが、今後はこの万全を期するべきだと思
います。林野府長官、どうですか。

○福田政府委員 御指摘のとおりでございまして、この医師の問題につきましては慎重に配慮してまいりたいと思います。

○島本委員 どこへ行きましたも人員の不足ですか。こういうようなことによって、かつては二人で持っていたチエーンソーを一人で持つてやらせる。そのやられた時点において、短期間従事しているこういうような労務者においてレインオーフィン、いわゆる日ろう現象がはつきりあらわれてきた。長くやっていた人はさほどでもない。短期間に一定の時期にこれをやった人に、爆発的によく象がよけいあらわれているわけであります。やはりこの合理化の犠牲という立場からしても、この一つの合理化政策が実施されたときにレインオーフィン現象がよけいあらわれているわけであります。やはりこの合理的な儀式という立場からしても、この時間規制を完全に実施できる要員の確保、こういうようなことについても、これは管理事項ですか運用事項ですか、団体交渉事項でありますかどうかわかりませんが、これも十分配慮しなければならない。このことだけは強く感じてまいりましたが、この点は万全ですか。

○福田政府委員 御指摘の合理化の問題でござりますけれども私は、合理化につきましては、決して労働強度をしているというような立場から考えているものではございませんで、やはり先ほど申し上げましたように労働強度を軽減し、なお労働の安全性を高めるという意味で機械化その他近代化が必要だというのが、合理化の内容であると思つておるわけでございます。したがいまして、その中でいろいろと仕事の組み合わせの問題なり、あるいは流動化の問題なりいろいろ配慮しまして、労働強度なり、あるいは安全性がさらに高まる方向でそういうふうなことを検討してまいりたい、かように思つておるものでござります。

○島本委員 特に林野庁では各山並びにその所在地のほうには保養所的な建物が多いようあります。われわれも行つて痛感したのは、林野庁につ

○福田政府委員 御指摘のとおりでございまして、この医師の問題につきましては慎重に配慮してまいりたいと思います。

○島本委員 どこへ行きましたも人員の不足ですか。

○島本委員 どういうようなことによって、かつては二人で持っていたチエーンソーを一人で持つてやらせる。そのやられた時点において、短期間従事しているこういうような労務者においてレインマーク現象、いわゆる白ろう現象がはつきりあらわれてきた。長くやっていた人はさほどでもない。短期間に一定の時期にこれをやった人に、爆発的によけいこの現象があらわれた。それはやはり合理化によつて一人でやつて、いたものを一人でやらせる、それで一定の成績をあげさせる、こういうような一つの合理化政策が実施されたときにレインマーク現象がよけいあらわれて、いるわけであります。やはりこの合理化の犠牲という立場からしても、この時間規制を完全に実施できる要員の確保、こういうようなことについても、これは管理事項ですか運用事項ですか、団体交渉事項でありますかどうかわかりませんが、これも十分配慮しなければならない。このことだけは強く感じてまいりましたが、この点は万全ですか。

とめておられる労務者、また民間で雇用される労務者、そういうような人でこのレイノー現象の起きている人たちに対する対策が十分でないのと同時に、これらの人の保養所的なものがないことにあります。したがって、この林務に携わっている労務者、こういうような人の保養所的なものの、それに簡易医療施設さえ置いて、お医者さんというわけにいかないでしようから簡易医療施設的なもの、こういうようなものを置いて、そして林署で所管にかかる者を、いわゆる林務労務者としてこういうような被害を受けた人に開放してやつて、冬の間でも十分そこで保養のできるよう十分考えて措置してやる必要がある、こういうふうに思うのですが、今後これも十分考えるべき問題だと思います。林野庁長官、いかがですか。

○福田政府委員 療養の基準が早期に確立をいたしましたすれば、御指摘のように、国有林の中にはたとえば温泉なんかが非常に多いわけでございまして、そこに保養所も現にございます。そういうところで温泉療法をいたしましたと効果がいいといふような実は委託調査の結果も出ておりますが、どれぐらい温泉療法を時間的に、あるいはその方法をやつたらいいかという、まだはつきりした基

準もございません。それは早期に確立しまして、御指摘の方向で、そりいつたような保養の施設を利用させるような方向で考えてまいりたい、こう

○島本委員 患者に対しての冬季間入院加療の必要性なんですねけれども、これはやはり、温泉療養関係はいまの意見を私伺つて少しほのぼのとしたところであります。人事院ではこの温泉治療の方法などはちゃんと認めておりますか。人事院来ておりません。
○竹内(黎)委員長代理 参つております。
○島本委員 来てないのならやむを得ません。されば、きのう注文とりに来たその人に、ついでに出てきてくれるよう人にづてに言っておいたのです。林野庁はサボつたようであります。これも来てないとすれば、やむを得ませんが、人事院で

温泉療法は認めないようですが、しかし、長官はそういうふうな方面にも一つの陥路打開の方を見出しているようあります。

ただ、やはりお医者さんの意見を聞いても、レインー現象に対する救済策、治療方策として血管を広げる薬を飲ませるわけです。当然温泉に手を入れていると血管が広がるわけですから、これは内部的なものと外部的なものの違いがあつても作用は同じなんです。ですから、温泉療法は確かにいいとは思います。ただし、その薬の場合は副作用が胃に及ぼすので途中でみなやめてしまうのです。こういうような状態でありますから、この冬季の入院療養をするような人たちに対しても十分配慮してやる、このことだけは強く要請しておきたいと思います。

同時に、労働省のほうでは、先ほどの登録制の問題にかんがみて、振動機械を使用する全員に対して、年二回くらいの健康診断を実施させるように。通牒だけではダメであります。やりません。二時間に限定しても五時間以上やつておるのですから、そういう実態ですから、通牒だけではダメです。したがって、年二回くらいの健康診断の実施を使用者に義務づけるようにして、違反者に対しては厳重にこれを言い渡すようにしてやるべきじゃないか、こう思います。この点についてはどうでしょうか。

○ 渡邊(健)政府委員 健康診断につきましては、通牒によりまして年二回するよう極力指導をしておりますが、実際に山の中でござりますから、なかなか医療機関もないというようなことで、巡回診療班なども派遣して、そういうものを受けやすいようにいたしておりますがございますが、義務づけ今までいくかどうかにつきましては、今後十分検討させていただきたいと存じます。

○ 島本委員 局長はどうかどうかにつきましては、だめなんです。おそらくはもう雇用する場合には一人一機だけあるいは二機ぐらいのチエーンソーを持った人を雇うのです。十七万も二十万近くもそうしないと把握できませんし、通牒だけではだめなんです。おそらくはもう雇用する場合には一人一機だけあるいは二機ぐらいのチエーンソー

かけて、振動があると思いながらも、通牒は何と出でいても、その古い型のものを使って白ろう病になつてゐるのです。生活上そういうふうにされているのです。したがつて、これはもう健康診断を使用者の義務とする、これくらいきちつとしてやりますと、今後やはり白ろう病に対する予防対策にはなりませんから、大臣、その辺までいつて一步踏み方が足りないようですから、これは健康診断、この実施を使用者の義務とするくらいはつきりとして踏み切つたほうがいいのです。そうしないとダメです。局長はその辺までいきませんから、やはりここはひとつ大臣の出どころですかね、大臣、にこやかに笑つて、義務づけると言つてください。

○加藤國務大臣 どうも何だか腹がこそばゆくなるような感じがいたします。しかし、笑い話いやなしに、年一回は義務づけがあるのであります。ところが、これを年二回、なかなか労働省だけでもいろいろ、さつそく局長からお答えができるかもしれません。島本議員の御意見を尊重して、何とか農林省とも連携をとつて、その点もひとつ本腰で大臣としてはやりますことを前向きでお約束いたします。

○島本委員 第二番目、この患者の生活を保障す

るためにも、何としても継続雇用を使用者の義務

としておかないと、白ろう病にかかったならばす

べから、そういうような状態を継続するわけ

と思うのです。この点では局長、どういうよ

うなつていますか。

○渡邊(健)政府委員 基準法の十九条によりまし

て、業務上の疾病にかかる労働者が治療してお

る期間及びその後三十日間は解雇制限があるわけ

であります。しかしながら三年たつても、なおら

ない人につきましては、基準法によりまして打ち

切り補償を支払うか、あるいは労災保険法に基づきまして長期傷病者補償の給付が行なわれることになりますと、その解雇制限は解除されることに

現行法では相なつておるわけござります。

その三年をこえたあと解雇制限の解除につきまして、これをどうするかという問題は、いろいろ長期の治療を要する疾患全般の問題でもござりますので、現在この基準法の問題につきましては、現在この基準法といふところで学識経験者の方にそ

ういう基準法上の実情と問題点を御検討を願つて

おりますので、そういう御検討の結果を十分承り

まして、慎重に検討してみたい、かように考

るわけでございます。

○島本委員 慎重に検討ということは、どうもい

いことばです。善処するというのと似たようなこ

とばでして、役人そればかり口にして大過

なく生活できるわけです。しかし、それではやは

り実りのある答弁だと受け取れないわけです。

○島本委員 その点大臣はやはり政党出身であつて、きちっと

したことを言わなければならぬのが大臣ですか

ら、大臣も十分その点は考えておいていただき

い、こういうように思います。

○島本委員 それと同時に、健康診断の問題で検診の方法な

んかについても、労働省では一つの方針か何か出

してありますか。この点等は、われわれは現地に

参りまして、まことにまちまちであります。一

致したような基準がないのであります。農村、医

師のないといふこともあります。この点等は、われわれは現地に

してありますか。この点等は、われわれは現地に

後すべて生活だけは、治療だけは完全にしてやれるようにしてやらぬとめじやありませんか。私は、大臣のあたかい措置を期待しているそういう患者もいるということで、ひとつ大臣に御答弁を賜わりたいと思うのです。

○加藤國務大臣 いまの島本委員のお説、もっともあります。この問題は数次にわたって改正もいたしましたし、日本の基準が六〇%というような現状になつておりますが、これを何とか向上させて、上昇させて、さよなら、いまお話しのようなお氣の毒な方に對して、もう少し額を上げるような基準にしたい。これはもう先ほど言つたように、私の答弁はござりでなく、あと必ずこれに對していろいろ対策なり検討なり、そして実行なりをやらなければならぬのでありますから、かような問題も御趣旨に沿うよう日に大いに検討させて、そしてこれが御趣旨に沿うような方向に向けておられましたけれども、最後の一、二になりましたけれども、これは事務当局にもあわせてこの点だけは完全にチェックしておいてもらいたいと思うのです。

チエーンソーのメーカーがやはり自分の利潤をあげるためにチエーンソーをつくり、また改善してしまします。しかしながら、そのチエーンソーがこれなんかはひどい、こういうように改善した、改善したものを現在使う、こういうような基準等に対する対応は十分皆さんのはうで点検してやって、これは使用してもよろしい、いわゆるJISマークのようなものです。こういうようなものもつけて、これによつて起つたものは労働省でも責任を負う。こういうようなところまでいまや敢然と踏み切つてもいいのぢやないかと、こういうように思ひます。が、このチエーンソーのメーカーが新しいものにえて、その古いチエーンソーを安く売る。安く売つた場合には、それを買って、振動が多いと、大臣もやはり努力するといふふうに努力したが、今まであなたが努力したといつておられるわけですから、そういうようなものは完全に回収する、古い機械の回収を早急に

行なわせるようにする。そしてそういうようなるようにしてやらぬとめじやありませんか。私は、大臣のあたかい措置を期待しているそういう患者もいるということです。ひとつ大臣に御答弁を賜わりたいと思うのです。

○加藤國務大臣 いまの島本委員のお説、もっともあります。この問題は数次にわたって改正もいたしましたし、日本の基準が六〇%というような現状になつておりますが、これを何とか向上させて、上昇させて、さよなら、いまお話しのようなお氣の毒な方に對して、もう少し額を上げるよ

うな基準にしたい。これはもう先ほど言つたように、私の答弁はござりでなく、あと必ずこれに對していろいろ対策なり検討なり、そして実行なりをやらなければならぬのでありますから、かような問題も御趣旨に沿うよう日に大いに検討させて、そしてこれが御趣旨に沿うような方向に向けておられましたけれども、最後の一、二になりましたけれども、これは事務当局にもあわせてこの点だけは完全にチェックしておいてもらいたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 振動機器につきまして、何か適正な、無害な、JISマークみたいなものと、非常に問題になつておりますけれども、最後の一、二になりましたけれども、これは事務当局にもあわせてこの点だけは完全にチェックしておいてもらいたいと思うのです。

○島本委員 結論を急ぎますけれども、これは事務当局にもあわせてこの点だけは完全にチェックしておいてもらいたいと思うのです。

チエーンソーのメーカーがやはり自分の利潤をあげるためにチエーンソーをつくり、また改善してしまします。しかしながら、そのチエーンソーがこれなんかはひどい、こういうように改善した、改善したものを現在使う、こういうような基準等に対する対応は十分皆さんのはうで点検してやって、これは使用してもよろしい、いわゆるJISマークのようなものです。こういうようなものもつけて、これによつて起つたものは労働省でも責任を負う。こういうようなところまでいまや敢然と踏み切つてもいいのぢやないかと、こういうように思ひます。が、このチエーンソーのメーカーが新しいものにえて、その古いチエーンソーを安く売る。安く売つた場合には、それを買って、振動が多いと、大臣もやはり努力するといふふうに努力したが、今まであなたが努力したといつておられるわけですから、そういうようなものは完全に回収する、古い機械の回収を早急に

いと思いますので、これを出してもらいたいと思ひます。

最後に、これは委員長並びに大臣のほうに要請をいたしました。これは、私自身も実際に調査を行なつてみて、レイノー現象といつもの、抜かりでなかろうか、こういうように思うのです。

したがつて、企業の責任としても業者の責任と、しかも、古い機械を早急に回収させる、こういう今までそれをやらなかつたのは、やはり一つ手が、こういうようにならぬことをとるべきである。いたずらに害を及ぼすものでも安く売つてやつて、そして安いからといってそれを買つてまた罹病率を高める、こういうようなことがないようにすべきだと思います。

大臣、いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 振動機器につきまして、何か適正な、無害な、JISマークみたいなものと、非常に問題になつておりますが、振動についてのいわゆる許容限度をどうするか、ということは、国際的にも何かかそういうものをきめるための国際会議も開かれでおるわけでございますが、現在のところ国際会議でもまだ一致した基準がつくられるに至つておらないわけでございます。

日本政府といたしましても、こういう国際会議にも参加しながら、すみやかにそういう無害な機械の基準等も明確にいたしまして、そういうものを使わせるようにいたしたい、かように考えておるところでございますが、現在まだそこまで至つておりますので、早急に今後ともそういうよう

なことを心から期待する次第です。私もそれの一日も早いことをこいねがつております。委員長にこのことを提案して、いつの日にか理事会にかけて一日も早くこの予防措置を徹底させて、そして、今後この問題を討議されますように、そうを委員長に提案しておきますが、理事会の議題として、今後この問題を討議されますように、そう聽取してみたい、こういうように思います。これを委員長に提案しておきますが、理事会の議題として、今後この問題を討議されますように、そう

は今後も変わりはないと思います。

○高橋(展)政府委員 私からお答えさせていただきます。

ただいま先生の御指摘のとおり、昨年参議院の委員会におきました、そのような趣旨の御要請がございました。私どもいたしましては、御指摘のような事業所につきまして、定年制の実態につきまして調査をさつそくいたしました。全国的にたくさんある事業所でござりますので、相当時間がかかりましたけれども、各事業所の実態につきまして、あらましを把握するに至りました。また

あわせまして、それらの実態に基づきましてそのような差別的な定年制を改めるよう改善方につきまして、御指導といふことを民間放送の連合体であります。

ある放送連盟に対して御要請申し上げてまいつた。その結果、たゞいま御指摘のような数社におきまして改善が見られている、

このような実態であるよう了解いたして

いる学者並びに歩行できるような患者、こういうような若干の人をいつの日にかこの委員会に呼んで、こういうような問題に対し総合的に意見を聽取してみたい、こういうように思います。これを委員長に提案しておきますが、理事会の議題として、今後この問題を討議されますように、そう

はこういうような白ろう病といふようなものを地球上から追放してしまつ。こういうような日の早いことを心から期待する次第です。私もそれの一日も早いことをこいねがつております。委員長にこのことを提案して、いつの日にか理事会にかけてその点を十分おはかり願いたい。このことを要請して、私の質問を終わる次第です。長い間どうも御苦労さんでした。

○竹内(黎)委員長代理 委員長からお答え申し上げます。

ただいま島本委員提案の件につきましては、理

事会に付議をいたしたいと思います。

○田中(美)委員 性による差別定年制のことについて御質問いたします。

昨年の四月二十六日の参議院で小笠原議員が力の結果を私は評定したい、こういうようにした

による差別の定年制はいけないということで、労働省のほうでもこれはよくないということを確約なさつたわけです。そして、さつそく行政指導を強めるというふうなお話になつたわけです。そこまでそれをやらなかつたのは、やはり一つ手があつかりでなかろうか、こういうように思うのです。

したがつて、企業の責任としても業者の責任と、それが自律神経をおかして内分泌系までおかすよ

うになり、内臓関係では肝臓やじん臓までおかさ

れるんだ、こういうような経路を初めて知つた

わる、そしてまた騒音によってそれが倍化される、それが自動神経をおかして内分秘系までおかすよ

うなります。なおその方策や治療や、認定に

対するいろいろな基準さえもまだはつきりしてお

らない、こういうような状態であります。まだ

この学者といふようなものも少ないようあります。

したがつて、私どもはこれに真摯に取り組んで

いる学者並びに歩行できるような患者、こういう

ような若干の人をいつの日にかこの委員会に呼んで、こういうような問題に対し総合的に意見を

聽取してみたい、こういうように思います。これ

を委員長に提案しておきますが、理事会の議題と

して、今後この問題を討議されますように、そう

はこういうような白ろう病といふようなものを地

球上から追放してしまつ。こういうような日の早

いことを心から期待する次第です。私もそれの一日も早いことをこいねがつております。委員長に

このことを提案して、いつの日にか理事会にかけ

てその点を十分おはかり願いたい。このことを要

請して、私の質問を終わる次第です。長い間どう

も御苦労さんでした。

こううございます。

もちろん私どもといたしましては従来からこの

差別定年制につきましては、これが男女の不當な

差別といふことにつながるものといたしまして、

これを改めるという行政の姿勢を強くとつてま

しておりますし、今後もとつてまいるつもりで

ござります。

○田中(美)委員 それでは單刀直入に本題に入り

たいと思います。

そういう姿勢であるならば、名古屋にあります名古屋放送での三十歳定期制ということが全くその後も解決していないわけです。それは十分そちらのほうで御存じだと思いますけれども、簡単で首を切られております。それから四十四年四月三日に大木捷代さんがやはり首を切られておりました。大木さんはすぐ裁判にかけまして名古屋地裁で四十七年、去年の四月二十八日に勝利しております。それからまた四十七年三月二十八日、いつも誕生日に首を切っているわけですが、清水陸子さんという方がやはり切られました。そうして四十七年の、去年の六月九日にやはり名古屋地裁で勝つているわけですね。こういうことが女性が三十になれば誕生日に次々と切られているということが続いているということ、これに対してもどういった行政指導をしていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○加藤國務大臣 この問題、判決も見たり、新聞も見まして、これはもう労働省の判然と統一見解であります。が、性別で定期をどうするこうするとか、これはもう憲法の点からいっても、労働基準法からいっても、あらゆる点からいって、これはもう判然といたしております。

しかし、使用者は判決が出たにかかわらず、これに対するとやかく言つておることは、これは間違いです。そういう意味で使用者に対しまして厳重な警告なり、またいろいろこれから監督を厳重にいたしまして、いろいろな問題の解決もできておりません。そういう意味で使用者に対しまして問題に対しましても断固たる態度で臨む所存であります。

○田中(美)委員 それならば、勝利したのは昨年の四月と六月なわけです。ここで裁判で判然としますから、その方向に従つて指導監督いたす所存であります。

たしている、労働省も判然といたしている。大臣しましては、私どもいたしましては、いまのお尋ねのもこれはけしからぬことだと言つていらっしゃるにもかかわらず、しまなお職場に復帰させていたないということは、どういうことなんでしょうか。

○高橋(展)政府委員 このような差別定期制に対しましては、私どもいたしましては、おむねこのような方法でいたします。

一つには、一般的な啓発指導ということをございまして、男女の定期に差別を設けるというようなことは非常にやろくないということを広く周知させるための努力をいたします。

それから、さらにまた個別指導、特別な事案が起きました際には、個別指導をいたしております。これは相談を受けてそに応じていたす場合と、それから私どもの先である婦人少年室が事業所を調査して回る、そのようなときに発見した場合に、それを是正するというようなやり方で指導いたしているところでございます。

しかし、御存じのことと思いますが、このいわゆる若年定期制は、これは労働基準法等に直接違反するということではないということは、御存じのことが思ひます。つまり基準法の中に、この若年定期制を違法とする直接的な規定はないわけですから、私はもう一度、労働大臣からもう一度、これが三十歳ということを、いままた首を切られようふうに言つておるわけですね。これは時間がありませんので、早急にこれを善処していただきたいといふうに要請いたします。

○田中(美)委員 いま労働大臣は、このことは新規でもよく知つておるし、非常に間違つていると申しておる、これが問題でござります。これは相談を受けてそに応じていたす場合と、それから労働大臣からもう一度、労働基準法からいっても、あらゆる点からいって、これははつきり労働大臣からもう一度、労働大臣にまだできないのか、それとも労働中でも、これは間違つているから厳重にするのか、簡単に答えてください。

○加藤國務大臣 このはもう労働婦人福祉法でもはつきりいたしておりますし、係争中でも、これは労働省の見解は先ほど申したとおり、統一見解でござりますが、しかば、問題が解決せぬ、そなうな場合に、いまもいろいろ聞いたのであります。

しかし、御存じのことと思ひます。つまり基準法の中に、この若年定期制を違法とする直接的な規定はないわけですから、私はもう一度、労働大臣からもう一度、これが三十歳ということを、いままた首を切られようふうに言つておるわけですね。これは時間がありませんが、その点についてお答えを願いたい。

○高橋(展)政府委員 私どもいたしましては、そのような事案が発生するもとになるところの若年定期制といふその制度を改めるように、そのよ

うな問題に、いろいろ話したのですが、こま関係局長といろいろ話したのであります。が、この点、強権をもつてどうするという点が、労働省に、基準法の中、福祉法の中、いろいろな中に判断としないという弱みがありますので……。

しかし、何とか行政指導で、御方針に沿うよう方向に今後督励して、また、いろいろな当たり方もありますから、十分御趣旨を尊重して、これが回復なり、いろいろの問題に對して解決するようになります。

○田中(美)委員 係争中であるからといふうに、そうじゃないですね。こういうことが通りますと、いつも企業側が控訴すれば、これがまたきまるまでは係争中、その間ずっと労働省も結果的にほりっぱなしという形になるわけです。大木さんはもう四十四年から切られているわけです。

から、そういう意味で、係争中であつても、それは理由にしないことにいま労働大臣が言われたということは、一步前進だといふうに思ひますので、早急にこれを善処していただきたい。そして、もう一つここに問題がありますのは、ことしの五月二十七日に、橋崎庸子さんといふ方が、三十歳といふことで、いままた首を切られようとされているわけです。これはまだ裁判にはなつております。係争中でもないわけですね。これを絶対に首を切らせないと、いうことを労働大臣に強く行政指導をしていただきたいといふうに思ひます。が、その点についてお答えを願いたい。

○高橋(展)政府委員 私どもいたしましては、そのような事案が発生するもとになるところの若年定期制といふその制度を改めるように、そのよ

に起きないようになりますといふことの証明をしていただかない限りは、今後努力しますということでは、同じことが繰り返されていくといふに思ひます。その点、どういうふうに行政指導をして、どういうふうにするかとということをお答え願いたいと思います。

○高橋(辰)政府委員 先ほど申し上げましたが、この差別定年制は直接基準法に違反するということではございませんので、強権をもつてこれを違反として強制的に取り締まるということはできません。しかし、私どもいたしましては、先ほど申し上げおりましたような趣旨で、これに対して強く行政指導、勧奨を行なつてまいりません。現にいままでに幾つかの改善された例もあるわけでございまして、今後もそのような指導を続けていくということでございます。もちろん強権がなくて弱いではないかという御指摘であろうかと思ひますが、現行の法制のもとでは、説得による行政指導、これが行政機関としての守備範囲でなし得るところでござります。

○田中(美)委員 それでは具体的に、行政を強め送連盟で要請した結果、通達を出しているとかとおっしゃるわけですねけれども、いままでの放送で緊急に起きていた五月二十七日にもう切られそうになつてあるのだと、うな問題で、たとえば具体的に名古屋放送の社長を呼んで説得するとか——私は何を強権を出す、そういう権利のないものをやれとは言つていないわけです。ですから名古屋放送の社長を呼んで、そういうことをするのかどうか、そういう具体的なことを私は聞いているわけです。

○加藤国務大臣 これは基準法の罰則も見たのであります。が、資金の問題はあります。いまの性別の定年の問題は、どうも強権というところが、先ほど申し上げたように、これは行政指導といつ

ても、使用者に対し罰則がなければ、労働省が直接乗り出すといふこともなかなか困難な点があります。しかし私は先ほど御答弁申し上げた中に、ひとつ手を尽くそう、これはいろいろな問題もありますので、この席で申し上げにくいのであります。ですが、放送会社の監督機関もありますから、当然いろいろな連携をとつて御趣旨に沿うような方向に、私みずから行ないますことを——しからばどこでどうだ、こうなりますといろいろ関係もありますので申し上げかねますが、そういうふうに持つていて熱意であることは間違ひありません。

○田中(美)委員 もう一度確認いたしますが、労働大臣みずから乗り出し、この解決に全力をあげるというふうに解釈してもよろしいわけです。○加藤国務大臣 いま言ったように、私が直接社長を呼ぶとか、そういうような権限とか、いろいろな関係もありますので、私みずから動きましていろいろな手を——間接である場合もあります。この点がなかなかこの場で申し上げかねるのであります。申し上げたとおりの処置をいたします。

○田中(美)委員 それでは至急に、大木さんと清水さんの問題を解決すると同時に、横崎さんの首を絶対に切らないということを全力をあげて労働省でやつていただきたいというふうに思います。それから、もう一つの問題ですけれども、昨年の十一月二十七日に、アメリカの「ニューズウイークリー」という雑誌にこうしが出ているわけですね。名古屋放送の副社長の川手泰二さんという方でしようか、この副社長が「ニューズウイークリー」の記者に対して語つてゐるわけです。これが世界に報道されているわけですね。大事なところだけを読んでみると、よく聞いていたときたいと思ひますけれども、名古屋放送の副社長である川手泰二氏は「三十を過ぎた女は能率が悪い」「どんなに三十になつてからもなお働きつけたい」という女がいいはずがない「私は彼女たちがはや美しくないから彼らの首を切りましたと彼は

言つています。」それからまだあります。「川手氏

と思ひます。

は彼女達を再雇用することは会社の士氣によくなっています。しかし私は先ほど御答弁申し上げた中に、この第三条の第三条第四号の(1)というの

送法第一条に違反しないか、あるいは放送局の開設の根本的基準の第三条第四号の(1)と(2)とに……(田中(美)委員「(1)から(4)まで」と呼ぶ)

(1)から(4)までござりますか、この条項に川手さんと申されますか、その方が発言なさつたことは、その企業が、つまり名古屋放送が、これらの条項に違反しないか、こういうお尋ねではないかと存じますが……。

○田中(美)委員 そうではないです。私は法律に違反するかどうかというよりも、こういうことに対する論點を明らかにすること」というようなことを書いてあるわけです。それから放送法の第一条の三のところに「放送に携わる者の職責を明確にしている問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」というようなことを書いてあるわけです。それから放送法の第一条规定の根本的基準、ここに三条の(4)、これは国民が非常に願つていることです。こういうことがはたして名古屋放送で保障されるのかどうか。私は放送の中身を言つてゐるのじやないのです。そこの一社員のことではなく、副社長がこういうことを世界に発表している。憲法十四条、二十五条、二十七条を否定したことを世界に発表しているわけです。

こういう人が放送をやつていて、そういう放送局に免許を与えるというところに国民党は非常に疑問を持つわけです。これが法に触れるか触れないかは別としましてね。やはり放送局といふのはバランスの問題であります。比較的技術的な事柄に重きが置かれておりま

すが、比較的技術的な事柄に重きが置かれておりまして、ただいまお示しのありましたような雇用関係といふものは、私どもの権限の中に法律上

督といふ仕事を扱つております。その場合には、

○高田説明員 失礼いたしました。

私ども郵政省におきましては放送局の免許、監督といふ仕事を扱つております。その場合には、免許は比較的技術的な事柄に重きが置かれておりまして、ただいまお示しのありましたような雇用関係といふものは、私どもの権限の中に法律上

と関連しては、どういうふうに考えるかといふことを聞いておらぬ、このように理解いたしております。

○田中(美)委員 とんちんかんな答えをしないでいただきたいと思うのです。私の聞いたことに答えていただきたい。雇用関係のことをあなたには言つていません。こういうふうな憲法を否定するような副社長のいる会社に免許を与えるということに関しては、どういうふうに考えるかといふことを聞いておらぬ、このように理解いたしております。

○高田説明員 私どもは、放送局の免許を与えます場合には、電波法という法律がございまして、その条項に従つて与えることになつております。その場合に、放送局の副社長が憲法に違反した発言をなさつただけで免許を拒否すると

大臣はどのようにお考へになるのかお聞きしたい

申しますのは、放送局としての、無線局としての免許を扱つております。その場合の社長の人格的審査というのは、欠格事由に該当する条項が電波法にござります。それだけでござります。

○田中(美)委員 私はいま免許を否定せよとか言つてゐるのではなくて、監督の任があるならば、国民が、放送が公平に行なわれるかどうかという対しては、強い監督をする必要があるのではないかと言つておるわけでござります。

○高田説明員 失礼いたしました。

御指摘のありました根本基準の条項、これに違反する事実があるといたしますれば、私どもの監督上の仕事に相なつてまいります。

○田中(美)委員 それではさつそくにこの「ニュースウイーク」をお読みになりまして、こ

れをよく検討なさいまして監督をするということをしていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

私はあるといふ証拠品も持つておるわけです。しかし、これは見解の相違になるかも知れないわけですから、一応そちらでちゃんと調べて、

そういう事実があるならば、どういうふうに監督をなさるのかということを聞きたいわけです。

○高田説明員 「ニュースウイーク」をまだ拝見いたしておりませんが、御指摘がありましたよう

に拝見させていただきました。そいたしますして、繰り返すようございますが、根本基準に違反す

る、こういう条項でござりますれば、これは正確に申しますと再免許というのがござりますから、

その再免許の際の審査の対象になります。

○田中(美)委員 そうではさつそくにそれを調べまして、郵政省としてはそういう言動に対してもういうふうに考えるか、また問題があるならばどういうふうに監督をするのかというようなことを私のほうに知らしていただきたいというふうに思ひます。よろしいでしょうか。

○高田説明員 「ニュースウイーク」を拝見いたしました後のことにつきまして御報告申し上げま

す。

○田中(美)委員 この名古屋放送の樋崎さんは、出張所が銀座にありますので、いま毎日銀座でい

るいろいろなどを道行く人に見ていただいている

わけですねけれども、日に日にこれに対する支援が大きくなつてきているわけです。銀座にはたくさん

の女性が働いておりますし、また男性もそれに

なればならないというようなことで非常に大き

な怒りになつておるわけです。もしそういう状態

をこちらになりたいならば、労働大臣、私は銀座までお供してお連れしたいというふうに思います

けれども、これに対しては非常に怒りを日本の全女性が抱いているわけです。何としてもこの名古

屋放送の問題というのを解決しなければ、われわれ女性が安心して働くということにはならない

と思います。三十歳になつたら女が美しくないと

なんということは、私は五十歳になつてもこんなに

きれいであります。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕

そういうことを考えまして、労働省全体として

全力をあげて名古屋放送の解決に当たつていただきたい。そして今後三十歳定年制とか、性による差別、幾つであろうとも性による差別の定年制

なども完全に日本からなくしてしまつよう

に労働省が力を入れていただきたい。昨年、労働大臣がこういうことを議会で言つていらっしゃい

ます。労働省ができましたのは戦後であります

が、それからの労働省は働く者の味方として労働行政を開いてまいつたものと私は考えておりま

す。労働省が働く者の味方だといふことを労働大臣はちゃんと言つてしまつたのですから、ほんとうの味方であるということを実績でもって

示していただきたいと思ひます。

○田中(美)委員 それではどういうものを――私

のほうではいだしております。労働事務次官の要請文のようなものをいただいております。こう

いう行政指導をしているんだといふ中身をやはり

もうと労働者に、慣例がないから中身は見せられ

ないといふようなそういう労働者の味方でない

ようなことは使わないで、慣例であろうと何で

あります。そういうものは納得のいくように説明

をするなり、そういうものを見せるなりといふ

とを今後していただきたいといふうに思ひま

次官で通達を出しておるということを聞いておるわけです。これをどういう行政指導をしているか

といふことは、労働者が非常に疑問に思うわけですね、名古屋テレビのことがこんなになつておる

わけですから。労働省は行政指導してないんじ

ません。

○田中(美)委員 行き違いではありません。これ

は通達といふものでないにしろ、私ははどうで

いに、こういう指導をしてるんだ、こういうも

のを出して説明しているんだといふことをはつき

り今後していただきたい。それを回答していただ

いて終わりにしたいと思います。

○高橋(展)政府委員 そのような方向で対処して

まいりたいと思います。

○田川委員長 寺前巖君。

○寺前委員 今日、労働者の労働災害がずいぶん

ふえているのです。この間うちから予算の分科会

なんかを見ておつても、労災の認定問題をめぐつ

ていろいろ意見も出ているようです。そういうこ

とで、私は幾つかの点について労災の認定上の諸

問題について労働省当局の見解を聞きたいと思

います。

○高橋(展)政府委員 私どもは、通達として公に

出したものにつきましては、御要請があつた場合

に、お目にかけることはやぶさかではございませ

んが、特に今回の事案につきまして、放送事業の方々に対する行政指導の過程では、特に通達とい

うものはお出ししておりません。こちらの考え方

をお述べいたしまして、お話し合いで運んでいる、

こういうことでございまして、公の文書といふも

のは出しておりません。

○田中(美)委員 それではどういうものを――私

のほうではいだしております。労働事務次官の要請文のようものをいただいております。こう

いう行政指導をしているんだといふ中身をやはり

もうと労働者に、慣例がないから中身は見せられ

ないといふようなそういう労働者の味方でない

ようなことは使わないで、慣例であろうと何で

あります。そういうものは納得のいくように説明

をするなり、そういうものを見せるなりといふ

とを今後していただきたいといふうに思ひま

す。よろしいでしょうか。

○高橋(展)政府委員 ただいま御指摘の点について、何か行き違いがあつたように感じますが、公に出した通達につきましては、お目にかけることはやぶさかではございません。

○田中(美)委員 行き違いではありません。これ

は通達といふものでないにしろ、私ははどうで

いに、こういう指導をしてるんだ、こういうも

のを出して説明しているんだといふことをはつき

り今後していただきたい。それを回答していただ

いて終わりにしたいと思います。

○高橋(展)政府委員 そのような方向で対処して

まいりたいと思います。

○寺前委員 今日、労働者の労働災害がずいぶん

ふえているのです。この間うちから予算の分科会

なんかを見ておつても、労災の認定問題をめぐつ

ていろいろ意見も出ているようです。そういうこ

とで、私は幾つかの点について労災の認定上の諸

問題について労働省当局の見解を聞きたいと思

います。

○高橋(展)政府委員 して労災の認定をしてくれという申請を出す。出

すにあたつては、自分の主治医の人の意見もつけ

て出すわけですが、出したところがなかなか認定

してくれない、こういうことで困つている人がた

くさんおるのでよ、労働大臣。何やかんや、いろいの経過を経て労災の認定が出てくるわけ

ですが、この出できたときがおそいために、労災を

出すときに、これこれのお金がかかりましたので

よろしくといって出すのだけれども、あとの指導

が中断しておつて、本人のほうも手続問題といふ

のはやつかいな問題ですから、なかなか理解がで

きないということで、よい認定がおくれて、

出た段階になると、前に出したときの書類のやつ

は認定するからオーケーだ。しかし支給という段

階になると、二年たつと時効だということになる

のです。時効だということになると、途中、こういうところに金を出していますという手続をしていないと、認定がおりてから、あのときのお金が下さいと言つたって出ない。一番もよりの、認定がおりた次元のときは、これは二年の以内だから支給の対象になるということが起るのですね。

要するに、認定の時期が非常におくれるために、認定された前後の、その前の瞬間のやつは支給されるけれども、二年以前の前になると、それは支給されない。しかし、それより前になると、そのときは手続があつたから、これは支給になる。だから、中断という事態が起るので、私はこれは一体どうに不幸な事態が起るので、私はこれは一体どういうふうに労働省として御指導になつてているのか、ちょっとと聞きたい。

具体的な例がござりますので、あまり時間がないのですが、ちょっとと話をしたいと思つたのですが、岩手県共同募金会、岩手県社会福祉協議会におつとめの照井さんという方なんですね。四十四年六月六日に診療所でいわゆるむち打ちですか、あれの病気と診断されて、企業に職業病としての補償を要求したが、そのときに企業のはうは認めてくれない。逆に退職を強制されている。拒否したところ、四十六年四月一日より無給の休職になつてしまふ。社会福祉協議会との間にそういう事態が起こっている。

四十六年の四月三十日に、それではといひの

労災の認定をしてくださいといつて盛岡署に行く

のですよ。本人と企業との従来の交渉過程で、企

業は、うちには労災保険に加入していないと言明し

ていたので、本人は労基法八十五条に基づく審査

申し立て書を提出した。労基署の担当者は、この

用紙に必要事項

を記入して提出しなさいと、療養費請求書を渡し

てきた。本人は診療所へ行つて、あるいは東京へ

出てきて、鉄砲洲診療所や東洋はり灸治療所など

を回つて、そして療養費の請求書を受け取つて、

四十六年五月四日に署長に提出して、受理された。

その後一年半にわたつて調査らしい調査がなく放置されていたので、たまたま東京へ出てきて、四十七年の九月に労働省へ行つて、どうなつていいんだということを申し出たというのです。ですから、その間長期にわたつて指導がないのですね。労働省の労災補償課長補佐さんに会つたら、事実としたら申しわけない、直ちに早期認定を指示するという約束があつて、その五日後の九月三十日に、照井さんの疾病を、労基法八十五条に基づく業務上疾病と認定して、認定書を送つてきた。

岩手県共同募金会というのは、四十三年五月以降、労災保険の強制加入事業場となつておらず、署長は、労基法八十五条に基づく業務上外の審査ではなく、労災保険法に基づく療養及び休業給付の支給もしくは不支給案件として審査すべき事件であつた。この手続の誤りに気づいた署長は、あとから、四十七年十月三十日になつて、盛岡署に頭させて、さきに交付した認定書は手続上の誤りであったので返却してほしい。このことは他に言わないでくれと言つて、認定書を取り上げるという事件が起つてゐるのです。そして、早急に休業補償については、すでに時効の満二年を経過しているので支給できないと発言した。

そこで照井さんは、四十六年四月三十日の当初申請時に療養費給付の請求書を提出してあるこ

と、その後向の指示もなく、いまになつて時効だから満二年以前の給付は出せないと、うのは納得できないと主張した。十一月七日、署長さんは、

照井さんの療養費の最初の請求分である、四十四

年六月六日から九日の三千二百六十八円の支給を

いるといって、支給を保留した。その後、四十八

年二月二日至るまで、署長は、照井さんの療養

所、東洋はり灸治療所分については、移送費及び

費、休業補償を一銭も支給しなかつた。この間、

社会保険事務所から照井さんに、療養費の返還督

促状が送付されてきた。四十八年二月二日、また

労働省へ行つてこの話をしたら、申しわけない。

直ちに盛岡署に指示するという約束があつた。二

月六日になつて、署長さんが、休業補償五十六

千九百八十八円を支給した。しかし、療養費の請

求額約五十万円については、いまだに支払われな

いままである。

これが事件の経過なんです。それで、私この手

紙を受け取つて、これは一体どんな指導になつて

いるんだ。早い時期にちゃんと申請書を添えて、

こういうふうにお願いしますといつて——あなた

た、本人は病人ですよ。だから、あちらのところへ行き、こちらのところへ行って、ほんとうに求

め歩いて。自分は労災のあれだと思つて、いた。

そうして、しょしょ日本へ来て、初めて指がさ

れて、盛岡署で取り上げた。取り上げた次元にな

て、そここの事業所の性格も知らなかつた。一体、

事業所が強制適用事業所であるのか、何にも知ら

ないまま、指導もされないまま、本人が、もう二

年の時効がたつて、いるからといって、途中の間は

ほかされる。私は、指導の問題とこの時効の問題

について、これは一体どういうふうに考えている

のか、疑問に思えてしかたがないです。

あくまでも労災といふのは、本人の無責任さに

よつて生まれるんじやなくて、その事業所におけるところの仕事の面から被害を受けている労働者

の問題です。とすれば、その被害を受けた労働者

に対しても全面的に補償するのは当然だと思うで

す。それはこの労災補償法の立場から見ても、き

わめて明確だといふうに私は思うのです。

そこで、この労災補償法のあれを見ると、第一

条にはつきりと迅速性を強調していますよ。迅速

にやらなければならぬということをいつて、いる。

そうすると、この人の場合に、四十六年の四月に

出でて四十七年の十月の認定まで、その間に労働

省の上へ行つて、初めて取り上げられたという事

態を考えるときに、一体迅速といふのはどれだけ

かかるなくなるといふうなことのないよう、

けられなくなるといふうなことのないよう、

極力指導をいたしております。

おつたら、この人の問題の処理についても、時効という問題が生まれなかつたであろう。だから、この間の問題においては、一つは迅速といふのを一体どのように考えているのか。その間の指導上の責任は一体どのように感じているのかといふ問題が一つあると私は思う。

もう一つの問題は、時効になつたということで

一方的に支給をいまだにしないという実情の問題

について、これをどのように指導しようと考えておられるのか。

私は、二点の問題についてはつきりと指導方向

と見解について聞かせていただきたい。

○渡邊(健)政府委員 労災保険の給付につきまし

ては、ただいま先生がお読みになりましたように、

法律でも迅速な支給をたてまえといたしておりま

す。私どももそういうことで極力迅速に支給させ

るようつとめておるところでございますが、事業

所につきましては、専門家の鑑定を求める等で時間

がかかることがあるわけでございますが、そ

う場合でも、極力早くするようにつとめておるわ

けでござります。

なお、そういうことで認定がおくれました場合

に、初回の認定については申請を出されておる。

ところが、認定がきまらない間のものについて

請求が出されでおらないと、いうような場合

がかかることがあるわけでございますが、そ

う場合は、極力早くするようにつとめておるわ

けでございます。

そこで私どもは、そういうことになりませんよ

う行政指導につとめておるわけでございまして、

そこで私は、この労災補償法の立場から見ても、き

わめて明確だといふうに私は思うのです。

そこで、この労災補償法のあれを見ると、第一

条にはつきりと迅速性を強調していますよ。迅速

にやらなければならぬということをいつて、いる。

そうすると、この人の場合に、四十六年の四月に

出でて四十七年の十月の認定まで、その間に労働

省の上へ行つて、初めて取り上げられたという事

態を考えるときに、一体迅速といふのはどれだけ

かかるくなるといふうなことのないよう、

極力指導をいたしております。

なお、ただいま例をあげられました具体的な事件につきましては、私詳細は報告を受けておりませんので、ただいまのところ承知いたしておりませんが、いま御指摘のような経過であったとすれば、事務的なミスがあつたのではないか、かようにも考えますので、もしそういう事務的なミスがあつたとすれば、まことに遺憾なことだと存するわけでございます。そういう場合に、事務的なミス等で時効にかかる云々というようなことがあるとすれば、これはこちら側のミスでござりますので、よく実情を調べまして、労働者の方が不利なことになられませんよう善処いたしたいと考えるわけでございます。

○寺前委員 それで、事務上のミスということです。

いまだに払っていない。それについては善処をする

よう

にやりたい。それはもう当然のことだ。責任

は大きいと私は思うのですね。長期にわたって、

労働省の本省まで来ないことは話にならぬとい

うよ。

この状態が困ったものだと私は思うの

です。

しかし、それはひとつ局長さん、善処を至

急やつください。これは個人の、ほんとうに重

大な問題だと思います。

ところで、ちょっと聞きたいのですが、昭和四

十一年の四月二十二日に、災害補償金の請求事件

というて最高裁が判決を出しているのですね。最

高裁の判例がある。それは、労基法第八十六条规定

で、最高裁判決というのが出ている。これ

はどういう判決かというと、いまの事案とは

ちょっと違うのですが、よく似ているのです。要

するに時効問題なんですね。要するに労働災害に

なった、申請を出した、出されたけれども、認定が

出た、途中で不服申請を出した、不服申請を出し

たと、そのうちに二年たつたから、審査中に時効に

なったからその間の問題については取り上げられないので、それを却下されるという事態が生じたわけです。これに対しても、そういうことのあるかといつて、最高裁判所に持ち込まれた。そこで最高裁判所はそれはそうだ、そ

んなことで時効にするというのはおかしいと、途中の不服で大臣わかりますか、途中の不服申

請でおくれているのだから、その時効は中断され、そして当然のごとくに支払いをすべきだ。こ

れは私はそういうふうに最高裁でも出ると思うのです。

ですから私は申請を出して、そしてその後の過程の中で、認定が出て、不服申請が出て、その審

査途中で時効という問題が生まれた場合には、無

条件に時効という问题是消すところの制度的な方向

を検討しなければならないんじやないか。特殊な

例が知らぬけれども、私は幾つかそういう問題が

出てきたときには、これを明確にするところの体制を当局としては当然研究すべきだと思うのです

が、一体どういうふうにこの最高裁の判例に対し

て研究してきたのか、いま研究しているのか、そのことについて説明をしていただきたいと思いま

す。

○渡邊(健)政府委員 御指摘の最高裁の判例とい

うのは、これは労災保険の問題ではございません

で、労働基準法八十五条第五項の規定に基づきま

す申請にかかるものが、これが時効中断の効力が

あるという問題でございまして、労災の請求に直

接この判例が及ぶ関係ではございません。

○寺前委員 私が言うておるのはそんなしゃくし

定木なことを言うておるのじゃない。中断が起こ

るという事態の問題についての指摘だ、事案は連

いますけれども、こう言っているのだよ。だから

時効という中断問題が起こるのだから、そこで

は、次に行きたいと思います。

ところが、この人がずいぶん時間がかかる

れば、よく事情を調査いたしまして、労働者の

保護という観点を十分考慮して处置いたしたいと

お、具体的な問題について事案が現在もありと

思っていますけれども、こう言っているのだと、だか

ら時効という中断問題が起こるのだから、そこで

は、一月二十七日ですが、一体私を見てもらつて

おつたのはどういうことだったのだと、こう

会に行つたところが、その先生に会えなくて、

ほかの人がそこで会つてくれて、そして労災鑑

定医という人が一月十九日付で盛岡署に提出した

ところの文書を読んでくれたというのです。その

中で、症状が固定したとか、後遺障害十四級にす

るとか、そういうような話が出てきたというのです。

問題は、私がここで聞きたいのは、いよいよ

の認定の疾病が今度は治癒の段階の判断を下すと

いう段階に、めんどうを見てきた主治医の意見を

本人からも求められているのに、その主治医の意

見を抜きにして、一方的にどこかの病院を指定し

ている、そこであれはもうやめじやというような

判断を下させるというやり方、これを指導として

やっているのか、それとも本人の主治医の意見、

毎日日常的に見てこられた方の意見を尊重して、

いだと言わんばかりの話で、実はもうこれでもつ

て診査をやって打ち切りにしますぞというよう

な、そういう意味の診査だとは思っていなかつた

おりません。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 法律改正が行なわれるかど

うかわかりませんけれども、当面の処置といたしましては、先ほどもお答えいたしましたように、

当初の請求をしたあとの請求が怠られてくるよう

な場合には、やはり請求の手続をとつていただく

よう、労働者に指導いたしまして、時効中断等が

起きないような指導をいたしたいと存じます。な

お、具体的な問題について事案が現在もありと

思っていますけれども、こう言っているのだと、だか

ら時効という中断問題が起こるのだから、そこで

は、四十八年一月末で給付を打ち切りたい、こう

ところが、越して四十八年の一月二十二日に、

盛岡署の課長さんから照井さんに対して電話で連絡があつて、大平医師からの報告の結果、あなた

の病状はこれ以上治療してもよくならないと判断

されており、労災保険法上の治療と認定される

も話が違うみたいなのを感じて、そういうことを言つてゐるのです。

ところが、越して四十八年の一月二十二日に、

盛岡署の課長さんから照井さんに対して電話で連絡があつたといふわけなんです。そこで本

人は、東北労災病院の大平医師をたずねて、これ

は一月二十七日ですが、一体私を見てもらつて

おつたのはどういうことだったのだと、こう

会に行つたところが、その先生に会えなくて、

ほかの人がそこで会つてくれて、そして労災鑑定

医という人が一月十九日付で盛岡署に提出した

ところの文書を読んでくれたというのです。その

中で、症状が固定したとか、後遺障害十四級にす

るとか、そういうような話が出てきたというのです。

問題は、私がここで聞きたいのは、いよいよ

の認定の疾病が今度は治癒の段階の判断を下すと

いう段階に、めんどうを見てきた主治医の意見を

本人からも求められているのに、その主治医の意

見を抜きにして、一方的にどこかの病院を指定し

ている、そこであれはもうやめじやというような

判断を下せるというやり方、これを指導として

やっているのか、それとも本人の主治医の意見、

毎日日常的に見てこられた方の意見を尊重して、

いだと言わんばかりの話で、実はもうこれでもつ

て診査をやって打ち切りにしますぞというよう

な、そういう意味の診査だとは思っていなかつた

おりません。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 労災法には、ただいま問題

になりました八十五条第五項の時効中断のよう

な規定が現在のところないわけでございまして、四

十二条によりまして時効の規定だけがあるわけでございます。それらについて時効中断の同様の規

定を設けるかどうかという点の御質問だらうと思

いますが、これにつきましては労災法全面についていま検討を労災保険審議会に御依頼をいたして

おります。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 労災法には、ただいま問題

になりました八十五条第五項の時効中断のよう

な規定が現在のところないわけでございまして、四

十二条によりまして時効の規定だけがあるわけでございます。それらについて時効中断の同様の規

定を設けるかどうかという点の御質問だらうと思

いますが、これにつきましては労災法全面についていま検討を労災保険審議会に御依頼をいたして

おります。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 労災法には、ただいま問題

になりました八十五条第五項の時効中断のよう

な規定が現在のところないわけでございまして、四

十二条によりまして時効の規定だけがあるわけでございます。それらについて時効中断の同様の規

定を設けるかどうかという点の御質問だらうと思

いますが、これにつきましては労災法全面についていま検討を労災保険審議会に御依頼をいたして

おります。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 労災法には、ただいま問題

になりました八十五条第五項の時効中断のよう

な規定が現在のところないわけでございまして、四

十二条によりまして時効の規定だけがあるわけでございます。それらについて時効中断の同様の規

定を設けるかどうかという点の御質問だらうと思

いますが、これにつきましては労災法全面についていま検討を労災保険審議会に御依頼をいたして

おります。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 労災法には、ただいま問題

になりました八十五条第五項の時効中断のよう

な規定が現在のところないわけでございまして、四

十二条によりまして時効の規定だけがあるわけでございます。それらについて時効中断の同様の規

定を設けるかどうかという点の御質問だらうと思

いますが、これにつきましては労災法全面についていま検討を労災保険審議会に御依頼をいたして

おります。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 労災法には、ただいま問題

になりました八十五条第五項の時効中断のよう

な規定が現在のところないわけでございまして、四

十二条によりまして時効の規定だけがあるわけでございます。それらについて時効中断の同様の規

定を設けるかどうかという点の御質問だらうと思

いますが、これにつきましては労災法全面についていま検討を労災保険審議会に御依頼をいたして

おります。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

から、起つた場合については十分事務上のミス

として配慮して、具体的に処理していくといふ

うなお答えと解釈してよろしいですね。

○渡邊(健)政府委員 労災法には、ただいま問題

になりました八十五条第五項の時効中断のよう

な規定が現在のところないわけでございまして、四

十二条によりまして時効の規定だけがあるわけでございます。それらについて時効中断の同様の規

定を設けるかどうかという点の御質問だらうと思

いますが、これにつきましては労災法全面についていま検討を労災保険審議会に御依頼をいたして

おります。全体的な検討をいたしておられます

ので、今後の改正問題として、その中で十分御検討をいたいて考えたいと存じます。

○寺前委員 そうしたら局長さん、それまでの間

については十分、こういう事案が起つた場合には、

は、ないよう指導するということが一つ。それ

その上に立って、その意見との関連性でどこかの意見も求める、こういうような措置をされているのか。一体どういう指導をこの治療の打ち切りの場合にはとつておられるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 もちろん療養を担当してこられた主治医の意見を十分に尊重するわけでござりますが、その添付された診断書その他によつては行政官庁として判断が困難だと考えます場合には、法律の四十七条の二の規定に基づきまして、その問題に関する専門家等々の診断を御本人に受けたいたくようするというようなことをとるわけでございまして、必ず受診命令で他の医師の診断を受けるとは限つておりません。これはケース・バイ・ケースでございますけれども、そういう場合もあるわけでござります。

○寺前委員 念のために聞きますが、やはり主治医を尊重されるのでしょうね。私はそこが一番大事なところだと思うのです。責任をもつてその人のからだを見てきたお医者さんの見解を尊重するのかしないのか、ここが非常に重要な指導上の問題になりますので、念のために私はその点をもう一度聞きたいと思うのです。主治医の意見といふのを非常に重視するのかしないのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 主治医の意見も十分尊重いたします。

○寺前委員 主治医の意見も、というのはどういうことなんでしょうか。これははつきりしておいてもらいたいと思うのですよ。大臣、これは私が初めて国会に出てきたときに質問したのですよ。私はそのときいろいろ書いちゃうでおれけれども、議事録を見たらこう書いてある。本人が言っていることが一番基本なんだ、本人が求めた医者の言うことに基づいて認定をしていくというのを基本的考え方にしてべきだ、それは自分のからだについては、歴史的にすべき分のからだはこうなってきていたんだということだけ

で、これを一つの基本に据えてもらわなければいけないし、同時に、その本人のからだのめんどりを見てきたお医者さんの意見というのがすべての判断の上において非常に大切な位置を占めているんだ、だからそういう意味で、本人のめんどりを見てきたお医者的意见を尊重してください、見てもらったお医者の意見を尊重してください、これが基本にしてくださいという問題を私は提起したのです。そのときに和田政府委員は、「基本論ではござりますが、ただそれらの診断書等によっては行政官庁が判断が困難だと思つて、医師を選択する自由ということを基本にいたしておるわけございまして、通常の場合は御本人が選ばれた医師の診断によって処置をしておるところではござりますが、ただそれらの診断書等によつては行政官庁が判断が困難だと思つて、医師の選定権という問題は非常に大事なんです。本人がどの医者にめんどりを見てもらうかというの是非常に大事なんです。

こういう立場が、同時にまたそのときの参議院の五月十三日の附帯決議の中にもはつきり書いてある。「労災法第二十二条の二に基づく委任命令又は第四十七条の二による受診命令の運用について」は、保険給付受給者の立場を考慮して慎重を期すこと。」ということをその立場でわざわざ指摘したのです。本人の求めるところの医者の意見を尊重するんだ、これが基本でなければだめだ。

近づけることが必要だと、本人のめんどりを見ているお医者さんのがとからきてくる。本人のめんどりを見ているお医者さんの意見を重要な位置に置かぬでおいて、もう本人に連絡してしまったあとからその意見が出てくる。こういう取り扱いが許されるのだろうか。国会で労災の問題について審議したときに、本人の選ぶところのお医者さんを尊重するのだとなつて政府当局は答弁をしてしまつた。お医者さんの意見というのはあともらつておられるのは、本人がめんどりを見つけてしまつておられるのは、本人が言つたつて、本人の選んでおられるのは、それで納得できるのです。それではだめだ、はつきりそういうふうに言つてもらつたら、私はそれで納得できるのです。それでもうから、ああやこうや言つたつて、本人の選ぶところの主治医の意見を尊重しますと言つたつて、事実と違つたら話にならない。そのことだけ

いのだろうか。私は直ちに改善をしてもらわなければならぬと思うのです。局長さん、どうでしゃう。

○渡邊(健)政府委員 現在におきましても、当時は和田政府委員が申し上げましたように、労働者が医師を選択する自由ということを基本にいたしておるわけございまして、通常の場合は御本人が選ばれた医師の診断によって処置をしておるところではござりますが、ただそれらの診断書等によつては行政官庁が判断が困難だと思つて、医師の選定権による問題は非常に大事なんです。

○寺前委員 それでは、当盛岡署の電話連絡といふのは不届きな話だたどります。現在も治療を継続させている、本人の主治医が出されたものも尊重してもう一度検討してみた、私はそれはいいと思うのですよ。けれども、主治医の意見も抜きにして事前に電話で、あなたはもうこれで終わりですということを通告してきた。そ

の時期というのは、本人の主治医の意見を抜いてきたものも尊重してもう一度検討してみた、私はそれはいいと思うのですよ。けれども、主治医の意見も抜きにして事前に電話で、あなたはもうございません。

○寺前委員 それでは、当盛岡署の電話連絡といふのは不届きな話だたどります。現在も治療を継続させている、本人の主治医の意見を抜いてきたものも尊重してもう一度検討してみた、私はそれはいいと思うのですよ。けれども、主治医の意見も抜きにして事前に電話で、あなたはもうございません。

○寺前委員 もうすでに主治医の意見が出て前に本人に対してもうおなじ治療をしたいということが出てきたのです。主治医の意見は入つてないのですよ。どちらが先とかどうかじゃないのです。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見をどんどんと中心に据えて検討するというのを基本です。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を見つけることはないといふ存するわけございません。

○寺前委員 もうすでに主治医の意見が出て前に本人に対してもうおなじ治療をしたいということが出てきたのです。主治医の意見は入つてないのですよ。どちらが先とかどうかじゃないのです。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を見つけることはないといふ存するわけございません。

○寺前委員 病人を相手にして軽々しくそんなことを電話すべきじゃないということをおわかりであります。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を聞くことは、その労働災害にかかっている人に聞こえます。そこで打ち切られるか打ち切られないかと電話すべきじゃないということはおわかりであります。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を見つけることはないといふ存じますが、その間の事情はよく調査いたしてみたいと存じます。

○寺前委員 病人を相手にして軽々しくそんなことを電話すべきじゃないということはおわかりであります。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を見つけることはないといふ存じますが、その間の事情はよく調査いたしてみたいと存じます。

○寺前委員 病人を相手にして軽々しくそんなことを電話すべきじゃないということはおわかりであります。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を見つけることはないといふ存じますが、その間の事情はよく調査いたしてみたいと存じます。

○寺前委員 病人を相手にして軽々しくそんなことを電話すべきじゃないということはおわかりであります。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を見つけることはないといふ存じますが、その間の事情はよく調査いたしてみたいと存じます。

○寺前委員 病人を相手にして軽々しくそんなことを電話すべきじゃないということはおわかりであります。だから、事は重大だ。だから、主治医の意見を見つけることはないといふ存じますが、その間の事情はよく調査いたしてみたいと存じます。

労働省の本省に来たときに、本省の人が初めて心配して手を打つてくれた。この事実を見たときに、ほんとうに第一線で働く人たちみんなが考えた。私が言うわけじゃない。ここで起った事案といふのは明らかに——原則的に労働省の立場に立つならば軽々しく言うべきことじやない。ほんとうに問題にすべきのは、本人が毎日見てもらつているその人の意見はどうなんだろうか、当然そのことを常に念頭に置いた活動を労災の担当官といふのは持つてもらわなければだめだ、このことをはつきり御指導いただきたいということでお私はこの問題を提起しているのです。本人の不利益にならないように対することはもちろんのこと、指導の面においてもその点を貰いてほしいという気持ちです。大臣、どうでしよう。

○加藤国務大臣 御指摘のとおり、担当の主治医の意見を尊重することはもちろんありますが、やはり臨床といいましてもいろいろ専門的な立場もありますので、最初の主治医の意見だけを尊重して——専門的なほかの医者の意見もつけ加えて尊重する、こういうケース・バイ・ケースがありますが、本問題について私詳細知りませんので、担当の局長から話を申し上げたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 具体的な御指摘の事案につきましては十分調査いたしまして、お話しのごとく事務のミスがあった等々の問題があれば、今後そういうことがないように十分指導いたしたいと存じます。

○寺前委員 時間が来ましたので終わります。

○田川委員長 坂口力君。

○坂口委員 前回に企業内の定期健康診断の件につきましてお伺いをいたしました。前回お伺いいたしましたのは、現在の疾病構造というものが以前の結核中心の病気から成人病中心の形に変わってきた。だから現在の定期健康診断の内容といふものも、やはり結核中心的なものではなしに、成人病を中心へ改革をしなければならないのではないかということを申し上げたわけでござります。

○加藤国務大臣 御指摘のとおり、担当の主治医の意見を尊重することはもちろんありますが、やはり臨床といいましてもいろいろ専門的な立場においてもその点を貰いてほしいという気持ちです。大臣、どうでしよう。

○渡邊(健)政府委員 お話しのとおりでございます。

○坂口委員 そこで、健康診断の場合にも大きな企業の場合には問題ないと語弊があるかも知れませんが、産業医がおりますし、いわ

けでございますけれども、問題は中小企業にあるわけであります。現在中小企業の健康診断の状況

といふものが、皆さんの方のほうで把握しておみえになる点からいってどういうふうになっているか、その点お伺いしたいと思ひます。

○渡邊(健)政府委員 昨年制定いたしました安全衛生法に基づきまして、中小企業も含めまして雇用づけておるわけでございまして、これにつきましても、それは順守されるよう十分監督、指導をいたしております。ただ實際問題と

しては、中小企業の場合には会社の医者もおりませんので健康診断の実施がなかなかむずかしい問題があるわけでござります。そこで、私どもいたしましては、中小企業が健康診断を実際にやりやすいようにいたしましたために巡回検診団体等を育成いたしました。そういうところに頼めば中小

企業であつて、すぐに医者を派遣して健康診断をしてあげられる、そういうような体制を早く確立したいということでこういう検診団体の育成等に力をとめておるところでございます。

○坂口委員 昨年でございましたか、新聞にも出ましたとおり、この検診グループの診断をする医者が資格のない人がやっていたとかいうようなこ

とで手を打つてくれた。この事実を見たときに、ほんとうに第一線で働く人たちみんなが考えた。私が言うわけじゃない。ここで起つた事案といふのは明らかに——原則的に労働省の立場に立つならば軽々しく言うべきことじやない。ほんとうに問題にすべきのは、本人が毎日見てもらつているその人の意見はどうなんだろうか、当然そのことを常に念頭に置いた活動を労災の担当官といふのは持つてもらわなければだめだ、このことをはつきり御指導いただきたいということでお私はこの問題を提起しているのです。本人の不利益にならないように対することはもちろんのこと、指導の面においてもその点を貰いてほしいという気持ちです。大臣、どうでしよう。

○渡邊(健)政府委員 いましょうか。もう一へん念を押させていただけでござります。その点、そういうふうに理解させていただけでよろしゅうございたいと思ひます。

○坂口委員 お話しのとおりでございましたが、もしかしてそれを出さんのためにただ検診だけをいたしまして、これは成人病型にもなるんだと

いうふうな御答弁でございました。さらに、しかしながらこの問題は、疾患構造が変化をしているんだから前向きに今後検討していくというふうな御答弁だったと思うのであります。その点、そ

うになっていて、これは成人病型にもなるんだと

いうふうな御答弁でございました。さあ、しかしながらこの問題は、疾患構造が変化をしているんだから前向きに今後検討していくというふうな御答弁だったと思うのであります。その点、そ

うになつていて、これは成人病型にもなるんだと

いうふうな御答弁でございました。さあ、しかしながらこの問題は、疾患構造が変化をしているんだから前向きに今後検討していくというふうな御答弁だったと思うのであります。その点、そ

いと思うわけでもあります。

一応、時間がございませんので、その問題をこのとどめたいと思いますが、この健康診断がそう立つてあるかどうかという問題があるわけでござりますけれども、それがその人たちに報告されてしまいますけれども、その後治療しましたかというようないふうに活用しているかというようなことについての調査あるいは報告等を求められておみえになりました。そのままになつていて、そして翌年の定期健康診断のときに、去年こういうふうな結果が出ているけれどもその後治療しましたかといふような話を聞いて、いや全然そんな話を伺いしませんでしたというようなことで終わっている場合もあるわけであります。この健康診断の結果をどういうふうに活用しているかというようなことについての調査あるいは報告等を求められますのは、その結果を労働者の健康管理のために活用する目的でございます。したがいまして、安全衛生法の六十六条の六項におきましても、事業者は、「健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な措置を講じなければならぬ」と規定いたしておるところでございまして、結果について注意を要する者につきましては、当該本人に通知するのはもちろんのこと、就業上の問題についても適切な措置をとつて、健康診断の結果を有効に活用するよう、極力事業場に指導しておいたとしておるところでござりますが、今後ともさん等置いておるところもありますけれども、一そぞういうことについては注意をいたしたい、かようく存じます。

ういふた人の意見がどれだけ十分に取り入れられるかということがいつも大きな問題になるわけですがございます。ただこの検診が申しわけ程度にやられて、その結果を事業主その他に報告をしましても、報告をしただけにとどまって、それがなかなかあと活用されないというような面が間々あるわけでござります。ひとつ、その点がたいへん大きな問題になりますので、これからはないようにくぐれもひとつ御注意をいただきたい。この点、特に大臣にもお願いをしたいと思います。

もしもその場合に管理医の報告がそういうふうに取り上げられなかつたら、きつと報告をしたのにもかかわらず、それが取り上げられずにそのままに置かれた場合、これは一体どうなるのか。

○渡邊(健)政府委員 労働者の建鍵管理のためには産業医とかあるいは衛生管理者とか、そういう人たちの職務が十分に果たせるようにし、しかもその意見を十分に尊重するといふのは使用者として当然のことであると存じますし、監督機關といたしましても労働者の健康保持のためにそういうような配慮をするように十分指導をいたしておりますところでござります。

なお先生御承知のように、産業医等につきましては安全衛生法によりましても、その職務を遂行した結果に基づいて事業者に対し勧告権なども法律で規定をされておるわけでございますが、法律に規定されたこういう勧告権でござりますから、当然事業主はそれを尊重すると思しますけれども、もしもそれが取り上げられないことがありますのであるのではないかというような御懸念につきましては、事業場には安全衛生法に基づきまして衛生委員会というような、労使で構成するものもできることがあります。こういう衛生委員会などでは、そういう産業医や衛生管理者の活動や勧告などについても報告を受け、そしてその衛生管理のため必要なことを事業主に対して意見呈申ができることになつております。そういう面からも、衛生管理者、産業医の活動に対してはバックアップもできるのではないか。安全衛生法は、そういう

○坂口委員 その点、大臣からも一言御意見いた
だきたい、と思います。

○加藤国務大臣 御指摘のとおり安全衛生法が施行されまして、ただいま局長から申し上げたように、助成金なり融資制度を設けて前進したことは間違いない、と思います。しかしまだ御指摘のようにいろいろな、雇主の連絡の問題その他具体的な、これが実施にあたって、研究ではなく、ほんとうに実効のある方法に持っていくという点については多少遺憾な点もありますので、御趣旨に沿うように前進するよう努力いたします。

○坂口委員 初めにも申しましたように、この中小企業の定期健康診断がまだまだ全然やられていませんところがかなりな率でござります。私ども以前に調査いたしましたときには、もう二年ほどたちますので若干数字が違つておると思ひますけれども、三重県でやりましたときには、まだ六割方やつていなかつたわけでござります。二百人以下のところ。まあ最近はもうかなりふえてきて、ると思ひますけれども、そういうふうな点がございましたので、今後できるだけひとつ検診グループというものの育成にもつとめていただきたいと思います。三重県と申しましたけれども、三重県だけじやございません。もう少しはかも入っておられます。

それからもう一つきょうお伺いしたいのは、やはりこの労災の問題がもう一つまだござります。これは職場の中でクロームを扱っている、取り扱いをしている人がございました。その取り扱いをしている人の中に、鼻中隔に穴があく、ひどいのは鼻中隔せん孔が起ころ。そこまではいかなくて、非常にそこに障害が起ころて、そうしてそのあとこれが一応なおる。そこまではいいんですが、そのなおったあとで、おいか全然なくなつてしまつた、いわゆる臭覚がなくなる人がわりにあるわけ

○渡邊(健)政府委員 業務上のクローム中毒につきましては、労働基準法施行規則三十五条の十七号の業務上の疾病ということに相なつておるわけでございます。したがいまして、そういう疾病に該当されまして、その結果、なおつたあとも鼻中隔せん孔等があり、それによつて嗅覚の欠損、減退を招いておられるといふような場合には、労災保険法上の障害補償の対象になるわけでございまして、その程度によりましてそれぞれの該当する等級の障害補償を受けられるわけでございます。

○坂口委員 御存じのようにこの臭覚なるものは、程度というのはなかなかつけにくいものでございますけれども、先ほど寺前議員からいろいろお話をありましたけれども、そういった場合に取り上げられはしたけれども、程度がえらいことないというようなことですぐ切られてしまうというような場合もあると思うのですけれども、やはりかなりなりな程度、この程度がきめにくい。かなりな程度でないところは取り上げられないという意味でござりますか。

○渡邊(健)政府委員 労災の障害補償の場合は、その程度によりまして九級、十二級、十四級等々ございますが、非常に軽微なものについてはそれらに該当しない場合もあり得るわけでござります。

○坂口委員 私の知ております例でも、それがなかなかならなかつた例があるわけでございます。この労災の内容を見せてもらいましても鼻が外見上欠損をしましたりとか、そのため機能に著しい障害が起つたというような場合にはこれが適用範囲になる。ところが嗅覚の問題ははつきり書いてないものですから、なかなかこれがなりにくく、んじやないかというふうに思うわけでござります。外見上の場合は、これは鼻をもとに戻そうと思えばつくりかえることもできるわけです。もとのようにきれいな鼻ができるわけですから、臭覚というものは一ぺん失われますとなかなか戻

りませんし、そういった人をやはり対象からはずすということになりますとたいへん大きな問題になるとと思うのであります。そういたしますと、これは中に入っているというふうに理解させていただいてよろしくござりますね。

○渡邊(健)政府委員 ごく軽微なものを除きまして、別に外貌的な欠損がございませんでも、障害補償の対象に入れております。

○坂口委員 これはきょうはもうお聞きしないつもりでおつたのですが、ちょっと時間がありますので、もう一点だけお聞きをしたいと思うのですが、疾病的固定化の問題でござりますね、先ほどから出しておりますこの労災のときの。この基準といふのはたいへんむずかしい問題でござりますけれども、ひとつどういうふうな基準になつているのか、教えていただきたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 これはそれぞれの疾病あるいは負傷によりまして違うと思いますが、判定のむずかしいものにつきましては専門家の御意見に従つてその治癒の認定をしておるわけでござります。

○坂口委員 そういたしますと、たとえば三年たつからもう一応これを固定とみなすといふことはないわけでございますね。念を押して、もう一度御答弁いただきたい。

○渡邊(健)政府委員 現在の労災法では三年たつてもおらない場合には長期障害者補償ということで療養の継続とそれから年金制度ができております。したがいまして三年たつからまだおらないのに療養にして療養を打ち切るというようなことはいたさないことになつておるわけでござります。

○坂口委員 どうもありがとうございました。

○伊東委員長代理 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 午前中の質疑の中からすでに質疑がなされておりましたけれども、私も年次有給休暇の問題を取り上げて若干お尋ねしたいと思ひます。

その前に労働大臣に注意を喚起しておきたいこ

とがあります。これを申し上げまして本題に入ります。

うな意味ではありません。長時間の労働に対する

も是正したいという根本方針であります。

目玉商品ともいわれております週休二日制の問題でござりますが、これは確かに時代の趨勢でありますし、大いに促進されてしかるべき問題だろう

と思ひます。しかし、この週休二日制の声に隠れて、いわゆる広義の労働時間の短縮の問題が、狭窄

時間が短縮問題がなおざりにされていくという傾向がござります。

もしそうなれば、実質的には時間短縮の流れに逆行するおそれがあるということですね。つまり

週休二日制の問題で非常に関心がそれに移つて、肝心かなめの一日前は一週の中の労働時間短縮の問題がなおざりにされて、実質的な労働強化

になるということです。現に時間管理の厳正化あるいは職員管理の厳正化、人減らし、こういうものが暗々のうちに强力に推し進められてきております。そういうことからまずこうした問題を十分踏まえられた上で週休二日制の問題は進めていた

日の時間の問題とは別に、労働者にとりましてはきわめて重要な問題であります年次有給休暇のあり方について御質問に入りたいと思います。まず

最初の問題についてお答え願います。

○加藤国務大臣 週休二日制は労働省の目玉商品

といふべきもので、大いに推進しておりますが、御指摘の問題は、そればかりを強調して時間短縮の問題が隠れておる、これはなかなか微妙な点があ

りますので、いろいろ中小企業の問題その他がありますので、いろいろな問題その他のありますので、労使の関係から決してこれをむだにするような気はありません。長時間の強制的な労働はもう排除しなくちやならぬのは当然であります。週休二日制の前に時間短縮を強調せいいといふ御意見もありますが、それはかえって実施がなかなか困難に——おくれる、こういう関係で、労働者の既定方針としては週休二日制をますやる、それが時間短縮にもつながる、こういうような観点から、決してその点も、時間短縮反対と、かよ

ります。しかし、それによれば、最高裁判から明確な判例が出たわけですが、この趣旨を十分に徹底し、

今後につきましてはこの趣旨を十分に徹底し、この考え方に基づいて今後の行政運営をいたしてまいる所でございます。

○大橋(敏)委員 時季指定権説と請求権説は裏表の関係にあって、結果的にはどうのこうのという問題ではないというような御答弁であったように

挙げますが、私はここでひとつ問題点を提起いたします。

ILO五十二号条約に基づいて、これは一九四七年ですか、労働基準法並びに年休制度が規定されたわけですね。にもかかわらず、ILO五十二号と労働基準法のたゞいま申されました三十九条しましても、この判決に基づいて、つまり労働基準法の解釈はある、は変更の必要に迫られているのではないかと考えるのですが、この点に

大きさと私は思います。そこで、労働省といたしましては、この判決に基づいて、つまり労働基準法の解釈はある、は変更の必要に迫られているのではないかと考えるのですが、この点に

大きさと私は思います。そこで、労働省といたしましては、この判決に基づいて、つまり労働基準法の解釈はある、は変更の必要に迫られているわけですね。なぜならば、ILO五十二号では年休は最低六日として、分割付与は認められないというこ

とでは重大な相違がある、私はこう見ているわけです。なぜならば、ILO五十二号では年休は無制限、いわゆる一日きざみの分割付与を認めて

いる。ここに大きな相違があるわけですね。だから簡単に裏表の関係だなんて言われるようなこと

で済まされないと私は思うのですがね。この点はどうでしょうか。

○渡邊(健)政府委員 ILO五十二号との関係におきましては、先生御指摘のように、条約では最低六日で、あと勤務期間に応じて増加すべきといふことになつており、しかも最低の六日だけは分割付与してはいけない、こういうたてまえになつておりますが、労働基準法では最低六日、あと勤務年数に応じて増加するということは五十二号条約と同じであります。分割付与については基準法

はこれを認めておるわけでございまして、この点について基準法と五十二号条約との間に違いがあることは御指摘のとおりでございます。ただ先ほ

ど申しましたのは、この五十二号との関係でなく、最高裁判決との理論構成の問題を申し上げたわけ

でございますが、それに対して使用者は、新判例が出た、その立場から見た場合、この三十

二五

九条の中身についても変更の必要がないか、こう聞いているわけです。

○渡邊(健)政府委員 最高裁の判決におきましても、ただいまの点については、有給休暇は一定の季節や相当の長さの期間をまとめてとることをこ

れは想定しているものだというふうにいつており

ます。しかし、判例の中では、なお現行法が分割

を認めていることも記載いたしておりますけれども、日本の実際の慣行におきましては、分割して

くる、こういう慣行が非常に現在一般的であるわ

けでございまして、諸外国の例等の長期にまとめた有給休暇制度とは違つておることは承知いたし

ておりますが、日本の現実の慣行からして直ちに分割を一切認めない、ということはなかなか実際に適応しないだろかという感じを持つわけでござ

ります。しかしながら日本でもこれだけ経済も伸張してまいりましたので、諸外国のようにやはり長期の有給休暇をとつて、ゆとりのある休暇を過ごすということは適切なことだと考えまして、労働省におきましても数年前から、夏などに一週間

とかあるいは十日とか、まとめて有給休暇をとるようない慣行をつくるように指導をいたしております。

○大橋(敏)委員 いま局長さんは、最高裁の判決が出たからといって、直ちにいまの慣行を変える必要はないといふような御答弁でありますけれども、現在の慣行そのものが国際水準から見た場合非常におくれているわけですね。後進性を指摘されております。したがいまして私はこのようない機會に早く国際水準並み、歐米等の年次有給休暇の水準にわが国も持つていいくべきである、こう主張しているわけです。大臣はどうお考えになりますか。

○加藤國務大臣 いま局長からお話し申し上げましたとおり、従来の有給休暇の問題についてはもう判決の問題ははっきりいたしておりますから、今後、私としましても、労働省としても、この判决を尊重して有給休暇の問題は、これを趣旨に沿うようにやりますが、いまの、今後まとめて休暇

をとる、これも週休二日制と同様でありまして、世界の趨勢でありますので、いまさつそく欧米諸国と同様な形態を持つて、一氣かせいに持つて、ということは、なかなか困難な劳使の関係もあります。

○大橋(敏)委員 わが国の年次有給休暇が諸外国に比べておくれているという理由は、つまり週休

夏季とかいろいろなときに一週間とか十日とかまとめていくようには指導する方針であります。

○大橋(敏)委員 わが国の年次有給休暇が諸外国に比べておくれているという理由は、つまり週休

日ですね、一週間のうちの休み、それに付加的に何か取りつけられているという感じなのです。

週休日とは多少別にして考えるべき問題でしょ

う。そこを言つてはいるわけです。たとえば、いま年

休をとろうとすれば、使用者に対して非常に気がねしなければなりません。気がねをするという事実があるのです。それから仲間が、自分が休むこ

とによって困らないだらうか、そういう確認のと

ういうことになつてきているわけです。要するに

年次有給休暇の本来の趣旨、それに向かないで

わが国の年次有給休暇と、いうものはそういうものに歩いていかないで、いま言つたような姿で

いるというわけです。それが慣行化され、定期着しているわけです。これじゃよくないといふ

ことですよ。はつきりと今回の新判例に基づいて、

年次有給休暇の条件を満たした人ならば、当然自分の望むとき

に、そして順番に労働者が年次有給休暇をとれる、

このようない慣行に改めるべきである。どうですか。

○加藤國務大臣 御趣旨と私の答弁も同様であつたのであります。そこへ週休二日制という問題、定年延長などの話をつけ加えましたから、これと関連があるようありますような御質問であります。しかし、これは決して関係はありません。ただ世界の趨勢として週休二日制もやらなくちゃならぬ、

またこま切れでなく長期にわたる休暇もとらなくせらぬ、これが世界の趨勢であり、判例にも示されたので、御趣旨とあまり変わりません。

○大橋(敏)委員 労働基準法が制定された當時は、国情も、また労働者の賃金も極度に低賃金でありますので、いま局長から話があったように、夏季とかいろいろなときに一週間とか十日とかまとめていくようには指導する方針であります。

○大橋(敏)委員 わが国の年次有給休暇が諸外国に比べておくれているという理由は、つまり週休

日ですね、一週間のうちの休み、それに付加的に何か取りつけられているという感じなのです。

週休日とは多少別にして考えるべき問題でしょ

う。そこを言つてはいるわけです。たとえば、いま年

休をとろうとすれば、使用者に対して非常に気がねしなければなりません。気がねをするという事実があるのです。それから仲間が、自分が休むこ

とによって困らないだらうか、そういう確認のと

ういうことになつてきているわけです。要するに

年次有給休暇の条件を満たした人ならば、当然自分の望むとき

に、そして順番に労働者が年次有給休暇をとれる、

このようない慣行に改めるべきである。どうですか。

○加藤國務大臣 御趣旨と私の答弁も同様であつたのであります。そこへ週休二日制という問題、定年延長などの話をつけ加えましたから、これと関連があるようありますような御質問であります。しかし、これは決して関係はありません。ただ世界の趨勢として週休二日制もやらなくちゃならぬ、

あります。が、こういろいろなことを思いあわせます。そこで、今回の新判例が示された立場からもう一歩掘り下げて、労働基準法のある意味の変更を

する必要がある、こう思つてます。

○渡邊(健)政府委員 最高裁の判例につきましては、判例のとおり、今後は年休権といふのは使用者の承認を得つまでもなく、労働者が時季を指定すれば当然に年休をとれる権利が発生するもの

だ、こうことで運用をはかつてまいりたい、かよう

に考へるわけでございます。

なお先ほどから御指摘の、判例の中でも触れております、休暇をまとめてとるのが本来の趣

旨だ、それから国際条約等御指摘になりましが、諸外国から見て、休暇の日数等につい

ても問題があるではないか、というような点、それ基準法の改正の問題につきましては、現在学識

書しておりますけれども、やはり労働者が望むときには、予える趣旨に相なつておると存じます。

○大橋(敏)委員 このような国際、国内事情の変化に対応するために、私は三十九条の中身をこのまま放置していくいかどうか、という疑問があ

るわけですね。この三十九条といふものは、一口にいわゆる年休権は当然発生するわけでございま

す。しかも使用者の年休付与義務といふものは、労働者側から請求がなければ付与しなくてもよい

という義務ではないと思うのであります。したが

いまして、その要件充足によつて発生する年休権

といふものは、年度内のいつか、あるいはある時期間に、六ないし二十日間の労働日の年休をとることができるという権利であろうと私は思うのであります。したがいましてこの年休期間の具体的な

始期あるいは終期は特定していないということで

あります。が、こういろいろなことを思つてます。

○大橋(敏)委員 それでは大臣に確認の意味でお尋ねいたしますが、ただいまの局長の話では、年休の本来のあり方といふのは、週休日とは別に年間何日かまとめた休暇を労働者が順番にまとめてとるということ、これが先ほど申し上げましたILO百三十二号新条約とも合致する国際的水準である、わが国もその方向で今後進む、こういふふうに受け取つて間違ひないか、大臣から答弁願います。

○加藤國務大臣 大体御趣旨のとおりであります。が、よく内容は検討いたしまして御趣旨に沿うよういたします。

ただここで申し上げますが、これはつけ加えたことがあります。が、やはり実行に移す場合に、労働省だけですぐに実現するか、これはなかなか労使の関係がありますので、関係各省のほうとも十分この点を協議いたしまして、御趣旨のような点がうまくいけるように——やはり労使が対立する

○大橋(敏)委員 先ほども申し上げましたように、年休をとろうとしても使用者に気がねをしたり、あるいは仲間の立場を考えたりということになるとなかなかそれなくて、年休連年取り残しという悪い慣行が残っております。年休連年取り残し、こま切れ利用といふ慣行と、公務員あるいは公共企業体労働者が、争議行為の禁止規定といふものと関連しまして、これまでは随時、一齊休暇という争議戦術に出ていたわけでござりますけれども、これは御承知のとおりだと思います。

しかし今回の新判例では、年休の利用目的については使用者の干渉は受けなくてよいということではつきりしたわけでござりますけれども、一齊休暇闘争というものはストライキと同じだ、このようにいわれておりますが、賃金の請求権はないぞとはつきりしました。これまでには労働者にとっては合法的な争議行為の一手段としてこれがなされてきたわけでございますが、こうした新判例が出てから、こうしいう戦いもある意味では剝奪されるようなことになりますし、したがいまして、先ほど言つた年休の問題は、今までの悪い慣行から新しい姿に定着していくように、労働者を守るという立場といいますか、これは労働省の責務であるううと思います。これは私強く希望を申し上げておきます。先ほど大臣から、私の意見に極力従つて対処していくというような御答弁がありましたがので、この点はこの辺で終わります。

最後に一つ確認の意味でお尋ねいたします。年休の時季と請求でござりますけれども、三十九条の年休権といふものは、いま言つた三十九条の二項、二項の要件が満たされば発生する、請求の年休権といふものは、いま言つた三十九条の二

○渡邊(健)政府委員 おっしゃるとうりでござ
でどうか。

ですが、実際にいつ休む権利が出るかということは、労働者が時季指定権によって指定をわけるわざいます。それからその場合に、使用者のほうは三十九条三項に該当します事由がある場合には、時季変更権行使することができます。時季変更権を使用者が行使しますと、したがいまして労働者は変更された時季にとらなければならなくて、ない限りは、労働者が指定した時季にとれることがあります。使用者がその時季変更権行使によって労働者に相なると、いうふうに解します。

この年休権というのは、年度内のいつかある時季に、六ないし二十労働日の年休をとることができる権利である。これは基本的な考え方ですね。

これから年休期間の始期それから終期というものが特定しているものではない。この特定といふものでは、労働者のいわゆる請求によって行なわれるものであって、請求というのは季節のみにかかるのであって、請求のあるなしが使用者側の年休体の付与義務ということやあるいは労働者の年休権が生じないものではない、このように理解してよろしいですか。

○渡邊(健)政府委員 そのとおりでござります。

○大橋(敏)委員 時間が来ましたので、質問を終ります。

○伊東委員長代理 小宮武吉君。私はスト規制法の問題について若質問します。

このスト規制法が昭和二十八年、第十六回国会に提案されたときの提案理由の説明によりますと、主として、電気供給事業は「もとより、一

前年行なわれた電気事業及び石炭鉱業における長期かつ大規模なストライキの苦い経験を契機として、電気事業及び石炭鉱業の有する特殊性及び

要性並びに労使関係の実情にかんがみ、争議権を確
公益との調和をはかり、もつて公共の福祉を確
護するためというふうに説明をされております。
そして、この法律を三年の臨時立法としたのは

この間において労使の良識と健全な労働慣行の確立を期待すると説明しております。また、三十一年の第二十五回国会でも同じような提案理由を繰り返すとともに、本法は、すでにその施行後三年の時間を経過したのであるが、電気事業及び石炭鉱業における労使関係の現状は、遺憾ながらまだ健全な労働慣行が十分確立されていないので、この法律を恒久立法として存続させなければならぬいというふうに説明しておりますね。それからさうに政府は国会の答弁の中でもしばしば、一日も早く健全な労働慣行の確立によって本法が必要になることを期待するとか、よき労働慣行が確立したら廃止するとかいう答弁がなされております。したがいまして、政府がいうところの健全な労働慣行とはどういうことをさすのか、ひとつ労働大臣から御説明願いたい。

○加藤国務大臣 お答えいたします。

これは政府からよく常套語のようなことばで御説明いたしておりますが、國民的視野を考えたり、いろいろな労使の関係も考えて、相互信頼をもつてよく話し合って、そして國家全体を見て労使間でいろいろ慣行も熟慮して労使関係を解決するこれが望ましい姿、こういう意味であります。

○小宮委員 大臣、この法律が恒久化され得たら十七年間も経過しているわけです。それは、今日の電気事業及び石炭鉱業において、いまだに健全な労働慣行が十分確立されていないと考えられるのか。先ほど申し上げましたように、たとえば労使の相互信頼関係とかいろいろ言われますけれども、現在でも電気事業と石炭鉱業において政府がいうところの健全な労働慣行というのがまだ確立されておらぬというふうに大臣は考えておりますか。

○加藤国務大臣 電気の関係と石炭の関係は、いろいろ最近問題になつておるスト・権の問題と違つて順調に、そう悪い影響はない、良識ある労使の関係に対して敬意を表しておる次第であります。

○小宮委員 私も現在の電気事業における労使関係は、政府がいうところの健全な労働慣行というのがまだ確立されておらぬというふうに大臣は考えておりますか。

されておるというふうに考えております。それ

に好ましい状態にあるとか、そのようなこと言つておりますが、そうであれば——大体この七年間に参議院の予算委員会、衆議院の予算委員会あるいは社労あたりで質問するたびに、そこでは大臣はいつも答弁しておるのです。それがあらゆる一步も進んでおらぬ。そうであれば、この規制法の存続価値はないのじゃないですか。もとより止していいのじゃないですか。それと私は最も遺憾に思うのは、たとえば二、五国会でも、労働慣行がまだ十分確立されておなから恒久立法化するのだという説明をやつて

る、提案説明の中で。しかしそれにしても非常
疑問を感じるのは、臨時立法で三年間やってきて
そしてその時点ではまだ十分でない、といふ

らば、何のために三年間の臨時立法にしたのか。
また、それを三年延ばして三年の臨時立法とす
なら話はわかる。筋は論理的にはわかる。二十
年から三十一年までの間に電気事業においても
炭鉱業においても、労使関係は三年間にぐっと
くなつておる。そういうふうな事態の中にも、
お臨時立法で三年間延ばすのなら話はわかるけ
ども、恒久立法化しなければならないという理
はどこにもない、その根拠はどうですか。

○石黒政府委員　お尋ねの第一点の電気事業に
きまして、労働組合が非常に良識を持って行動

るようになつてゐる、したがつてすぐ廢止すべ
ではないかという点につきましては、その間の
氣寺などといふもののはまることに私ども理解でき
ません。

のありますけれども、同時に電気というものの重要性、国民生活への浸透度というものは十年

とは比べものにならないほど浸透いたしておりま
す。外国でも大停電なんかという例もございま
たが、今日の社会において万一停電になりますと、

れは非常に大きた問題を起す。たいへんな混亂が
損害を起すということと、国民としては何とか
ういう心配のない安心感を持ちたいというよう
点もござりますので、政府としても直ちにこれ

、それから第二点の臨時立法云々のお話でござりますが、三十一年に三年の臨時立法が恒久立法に切りかえられましたときには、政府側といたしましては、三年間に労使関係は、若干変更はあるけれども、しかし十分国民が安心するという状態へはまだいつおりません。したがって、この際当初の二十八年立法の附則に従つて、存続するかどうかという問題になりますと、一応存続をさせたい、存続させるについて期限を切るかどうかといふ問題については、当時の附則によれば、国会の議決によって存続するか廃止するかという二つに一つの選択しかないのです、それで政府としては存続させるという選択をいたしたい、もし时限立法というような問題があるのであれば、さらに法律の手続が必要であるということを申し上げたと承知しております。

○小宮委員 ちようどいま局長が答弁されたことは、六十八国会においても参議院の予算委員会で同じようなことを答弁しておるわけであります。

一体万の一の不安とか言うけれども、不安というのは具体的にはどこにありますか。不安の根柢はどこにありますか。いま国民で、停電でもしはせぬかという不安を持つ人が一人でもおるでしょうが。むしろ国鉄がとまりはせぬかということはありますか。むしろ、いま電気事業に対して停電ストが起こるというような不安を持つ人は国民の中におりはしませんよ。おるとすれば、労働大臣と局長くらいのものじやないですか。そうだったら、実際不安があるかどうか世論調査したらどうですか。いま国民には、電気が停電するという不安を持った人はおそらく一人もおらぬ。一人でもおれば、それは労働省だけでしょう。そういう同じような答弁を昨年の六十八国会でもやつておる。一体不安というものは何を根拠の不安ですか。

○石黒政府委員 わが国におきましては、幸いにして電気関係の労働組合が、現在非常に常識を持った行動をしておられるということと、このスト規制法があるということで、停電ストという心配は具体的には国民はいまのところ持つてない。停電ストというのは十年前にあったそうだけれども、もう日本にはないんだという安心感を持っているわけでござります。しかしながら、たとえば外国の例で、ニューヨークなんかの大停電というような事態になりますと、これはもう事人命がかかわるような大問題がございます。したがいまして、スト規制法というものを廃止するという問題が現実問題として出てまいった場合には、国民としては、ほんとうに停電ストの問題はだいじょうぶかしらという不安を持つということを申し上げている次第でござります。

○小宮委員 どうも自民党の政府の労働政策といふものは、戦後これまで一步も前へ進まぬですね。そういうような感覚だから、労使関係にかえって大きな、いたずらな紛争を起こしておる。特にスト規制法の問題については、このことが、電気事業の労使関係には、労使の信頼関係を深めていく中でかえって妨げになっておるという事実も指摘したいと思うのです。

それでは、このスト規制法の問題と労調法の関係について質問します。憲法二十八条で労働三権、つまり労働者の基本的な権利、いわゆる団結権、団体交渉権、罷業権ということを認めておるわけですがれども、しかしながら公益事業については、先ほどから申し上げておるようだに、国民経済、国民生活に及ぼす影響の重要性を配慮して、いわゆ

○石黒政府委員 労調法の緊急調整の制度も、争議権と公共の福祉、国民生活といったものとの調和をはかる制度の一つであることは申すまでもございません。しかしながら、緊急調整というのは、長期、大規模なストライキが連々と続くような場合に、総理が一定の手続を経て緊急調整の発動をいたすものでございまして、電気のような、停電ストといったような場合は、そういう長期、大規模という問題に至らず、瞬時に問題が起つてくるというような点で、緊急調整の発動を待つことのできないケースも多々あると考えられますので、ストルーゲン法と緊急調整の制度とは、その目的を異にするものであるというふうに考えております。

○小宮委員 ちょうどいま局長が答弁されたことを、いままでもずっとと言つてきておるわけです。緊急調整というのは、特定の争議が非常に大規模でかつ長期にわたり、国民経済全体を麻痺させるという場合に発動することを予定しているので、電気事業におけるストルーゲン法の規定というのは、必ずしも長期、大規模ということではなく、電気の特殊性から、瞬時にして国民生活に影響を与えるから立法措置をした、こういう説明をしているわけですね。ちょうどいまと同じようなことを言つておるわけです。そうなると、いまの説明からいけば、電気事業というのは、労調法にいわゆる公益事業の中には入らぬわけですか。労調法の適用外ということになりますか。そのため、労調法の適用外だから特別立法措置をしなければいかぬのだ、こういうふうに聞こえるわけです。どうでしようか。

○石黒政府委員 電気事業は、緊急調整制度が設けられる以前から労調法の公益事業に指定されております。このことはさらに——緊急調整制度と申しますでもなく、公益事業に限った問題ではございません。ストルーゲン法があるからその公益事業

○小宮委員 電気事業は公益事業に指定されておられるのですよ。労調法三十五条の二の「その規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により」云々というようないふうには考へておらぬい次第でござります。

○石黒政府委員 緊急調整の対象は、事件が公益事業に関するものであるため、または特別の性質のものということございまして、公益事業は緊急調整の対象に入りますので、電気事業が特別の性質の事業というよりは、電気事業に緊急調整をかけるケースがもあるといたしますれば、これはむしろ「公益事業に関するものであるため」というふうにかかるものと考えております。

それから、ここに「特別の性質の事業に関するものであるため」の特別の性質といふのは、そのときどきの状況によりまして、一がいにあらかじめこれとこれが特別の性質の事業だといふうには申せないわけでござりますけれども、たとえば過去の経験に従しますと、石炭産業などといふものは、その当時におきまして公益事業ではございませんでした。しかし、これは特別の性質の事業の一例であつたかと存じます。

○小宮委員 私は、労調法にうたわれておる特別の性質の事業というの、何も石炭鉱業だけをさすのじゃなくて、いま言われたように瞬時にして国民生活に大きな影響を与えるといふような電気事業といふのも、当然特別の性質の事業にこれは含まれるんだ、こういふうに理解しておるのです。それはそれでいいです。しかしながら、いま言いますように、要するに電気事業というのは、すでに公益事業に指定されているわけですね。公益事業に指定されておれば当然緊急調整もできるし、

ストライキの予告期間も要るし、調整によつては冷却期間の五十日も要るわけですから、私は、そういうたび規制法という特別立法をつくらなくして、労調法の中で十分この問題は調整できる問題だというふうに考える。したがつて、私から言わせれば、特別にスト規制法なんか必要ないんだ、ふうに私は理解しておるから、むしろ特別立法は一刻も早く解消しなさいという立場に立つておるわけです。そういうような意味で、特にこの公益事業の問題については、労調法の中で十分やつけるというふうに判断しておるわけですが、局長自身は、何もスト規制法をつくらなくても労調法で十分やつていけると大体腹の中で考えておるんでしようが、ただ立場がそだだから、なかなか口では言えぬものだから、不安があるとか瞬にしてどうだとかいうことを十年一日のよう答弁しておるけれども、大臣 大臣だって腹の中ではそう思つておるんでしよう。さつきからの答弁を聞くと、口では大臣なかなか言い出しかねるという問題があるようですねけれども、そういうような問題で政府は今までの答弁をずっと繰り返しておる。昭和二十八年からずっと繰り返しておる、同じような表現で。それじゃあまりにも進歩がないですね。もつともっと前向きで考えてもらわぬと——労働大臣、どうですか。いまのような質問に対すると、いつも、電気の国民生活に占める役割の重要なから見て、何が起きるかわからぬ、不安があるということで、今日の段階では法律を改正する意思がないとか、そういうようなことをずっと言つてきておられるわけです。しかしながら、この問題も、これは皆さんあれでしよう、公務員の場合にも公制審なんかつづいていまやつているのでしよう。むしろこのままでほんとうに、皆さん方、もう心配することない、スト規制は廃止してたりは、田中総理もことのいの一月六日、同盟の組合幹部との懇談会の中で、このスト規制法については廃止する方向で検討しますと、これは約束し

ているわけです。だから、総理の諮問機関か労働大臣の諮問機関あたりつくつて、それで、公務員等のストライキあるいは集金ストといったようなものによって十分経営者に対抗できる力があるはずである、したがつて労使対等の立場をくずすについてはもつともと前向きに取り組んでもらまなければ困ると考えております。そういうようなことを聞きますから……しかし、それはそれとして、たとえば労組法の第一条の目的には、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上」云々と書かれていますね。大体、労働者が使用者と対等の立場に立つということはどういうことなんですか。ひとつ所見を承りたい。

○石黒政府委員 これは先生よく御存じのこととございまして、申し上げるまでもないと存じます。が、一般に経営者は強い権力を持っております。それに対して一人一人の労働者というものは弱い立場にございます。そこで、その弱い立場にあつてありますね。大体、労働者が使用者と対等の立場に立つことはどういうことなんですか。ひとつ所見を承りたい。

○小宮委員 やはり局長もよくわかつておるのであります。団結権と団体交渉権、罷業権、この三つがあるから、一人一人の労働者は弱くてもやはり使用者と対等の立場において交渉ができるわけです。ところが、この三権のうち一番重要な罷業権を奪つておいて、ただ団結権と団体交渉権だけで、労使対等の立場で云々と言うことは、結局労組法の目的違反だというように考えるのですが、その点どうですか。

○石黒政府委員 スト規制法は、御承知のことく、電気事業に従事する労働者の一切の争議行為を禁止しているものではなく、停電ストという直接電気の供給に障害を与えるストだけを禁止している。当時の、二十八年の法制定當時の政府の説明

では、停電ストというものをやらなくとも事務部門等のストライキあるいは集金ストといったようなものによって十分経営者に対抗できる力があるはずである、したがつて労使対等の立場をくずすものではないと説明して、いたと記憶しております。しかしながら、それでは、政府は全面的にスト規制の問題についてさえ公制審で検討しているわけですから、少なくとも民間のスト規制についてはもつともと前向きに取り組んでもらまなければ困ると考えております。そういうようなことを聞きますから……しかし、それはそれとして、たとえば労組法の第一条の目的には、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上」云々と書かれていますね。大体、労働者が使用者と対等の立場に立つことはどういうことなんですか。ひとつ所見を承りたい。

○小宮委員 私は、このスト規制法というのではなくとも政府自身がこれは不当労働行為をやつておるのだと言いたいのですよ。その労働三権を基本にして労使が対等の立場に立つて話し合いかつておいて、そして労使対等だといふようなことは、私はナンセンスだと思うのです。たとえば労使交渉をする場合に、公務員の場合には第三者機関があつて、やはり人事院勧告なんかありますね。しかしながら、この電気事業労働者とか石炭鉱業労働者というのはスト権を剥奪してがんじがらめに手をうしろに縛つておいて、ただ団結権は認められておる。交渉権はある。あつたにしても、手をうしろにしばつておいておつてそれで対等の立場でやりなさいと言つたって、それはあなた、対等の立場と言えましょか。たとえば賃金の決定にしてもいわゆる第三者機関があつて、たとえば民間がこれだけ上がつたとか、こうして人事院の勧告がある。しかし、この人たちは、手は縛られたまま向こうの使用者と話し合いをする以外にならぬ。第三者機関のそういうような決定、その賃金安いじゃないかとか、もつと上げなさいとかいうような勧告機関も何もないでしょう。そろしておいて、そういうようななただスト権だけがやれる行為というのは何をさすのか、どの範囲がやれるのか、ひとつ詳しく親切に答弁してください。

○石黒政府委員 事務ストの問題でござりますが、御指摘のございましたように、二十八年の政府委員の答弁というのは、その部分だけを抜き出してごらんになりますと、事務ストもスト規制法二条にひつかるというふうに読めるようですが、これが二条にひつかるといふことに読めるようですが、これは政府委員の表現がたいへんまずいございます。あとに続いているところをごらんいただきますと、念のため読みますと、事務スト

によって間接に電気の供給に影響が出るという場合、これは緊急調整なんかで措置すべきものであって、この法律は、直接に障害を与える行為であるから、間接的に与えるような事務ストは第2条違反にはならないんだ、という趣旨を答弁しております。

それから、先ほど御指摘のございました事務次官名の通達におきましても、先ほどお読みになりましたあととのところに続きまして「電気の供給を直接に障害を与えないことが、客観的に明かな場合には、本条に該当しない。」〔例えば発変電所、給電指令所等における庶務、機械器具の定期の手入れ、点検等の如きは一般に本条に該当しない。又、例えば所謂集金スト、検針スト、出納業務スト、調定スト、決算スト等の事務ストの如くそれ自体の行為によって直接電気の正常な供給に障害を与えないようなものは、本条に該当するものでない、というふうに申しておりますので、いわゆる事務ストは第二条違反にはならないというふうに考えております。

○小宮委員 最初 二十一年ころの国会答弁でいは
いま局長が言われたよなことを言つておるわけ
です。あと質問の中では、先ほど私が申し上げたか
ような、政府委員が一だれか何月何日答弁したか
わかりますよ。かかるてくると言つておるわけだ
す。だからその点も考えてみれば、いま局長が言
われたよなことが最初の答弁には出てまいります
す。その後の答弁がずっと変わってきますと、一
ま言う事務ストも長引きば二条に引つかかります
よということを答弁しておるのですよ。だから
したがつて私がそれなら争議行為はどの範囲まで
できるかと言うと、局長がいま言われましたけれど
ども、そんなこと今まで争議行為の対象にはならぬ
大体、もともと争議行為というものは労働者と使用者
者がほんとうにお互い対立して、対決してする情
けです。

〔伊東委員長代理退席、委員長着席〕

それを、決算とか手入れとかそういうようなことは問題にならぬです。局長、それではたとえば電気事業においてストライキの対象としてこれだけ、一〇〇%あるとしますね。実際一〇〇%のうちで九九%はストライキは禁止されておるのだと、いうように私は理解しておるわけです。ただ政府が、いや全面的にストを禁止しておるのでありますから、いまそろ枝葉末葉のところだけなんです。だから、いまそろいへた意味で争議行為ができる範囲というのは、電気事業全体から見た場合に何%くらいになっておるのでですか。

○石黒政府委員 何%になるかということは、從事する人数にもよりますけれども、人数だけじゃなくて、使用者がどのくらい困るかという事情にもよりますので、数学的に何%というふうに算出できるものではないと存じます。政府はスト規制法がありまして、昭和二十八年、三十一年当時には、これで労働組合は経営者に対抗できるという見解を持っておったわけですが、その後最近に至りまして、政府はこの法律の存廃の問題を含めて検討するということを申し上げております。その検討の際に、いま御指摘のような問題も当然検討の対象になるものと考えております。

○小宮委員 局長、いま検討するということばを使われましたが、このスト規制法の問題を再検討するという意味なのですか。ちょっと聞き漏らしたので、非常に大事な点でござりますから……。

○石黒政府委員 私が申し上げましたのは、たゞたびの国会において政府はスト規制法を廃止すべきじゃないかという御質問があつたのに対しまして、いま直ちに廃止することはたいへん困難でありますけれども、その問題は検討いたしますといふことをたびたびお答え申し上げておる、その意味の検討でござります。

か。たが、たびたび国会答弁の中で検討いたしましたが、いろいろ再検討しますとか言っておるわけですね。しかし、いま廃止する考え方はありませんか。たとえば公務員のスト権の問題にしても、公制審が四十一年から七年くらいかかるであります。そういうようなことで局長、大臣もだけれども、国会答弁の場合、検討しますと言つても何年かかるで検討するのか、その場限りの答弁ばかりしておるようなことじや困るので。だから局長ばかり言つても困りますから、大臣いままで言われたように再検討します、再検討しますといふことはいつも言われてきておるし、それからまた田中総理自身もことしの正月六日の同盟幹部との会合の中でも再検討を約束しておるわけです。そのような意味で、たとえばいまいう公務員のスト権の問題については公制審をつくってやつておる。これはあまり長過ぎてどうもならぬけれども、しかし少しくとも民間労働者のスト規制法は、この法律というものはもう有害無益だ、このことによつて電気事業における労使関係はかえつて非常にマイナスになつておる。だからこういった有名無実となつた存在価値のないこの法律は早急に廃止すべきだというのが私の主張なのです。また事實それを認めておればこそ、労働省内部でそのような検討をやつておるのだと思いますし、いままでの答弁でもそろそろいいのだという考え方があるとして流れておると思います。

い切つてふん切りをつけて、廃止をするという立場に立つて再検討します——再検討するという場合に、ただ労働省内部でこそそこを検討しておるのかしてないのかよくわからぬけれども、第三者機関でもつくつて、公務員の場合は公制審もあるわけだから、もつとこの問題について総理大臣の諮問機関あるいは労働大臣の諮問機関くらいくつもつて、この問題を再検討するという意思はない。かどうか、ここでひとつはつきり答弁願います。そうせぬと、また大臣おる間この問題で食らいついていきますから……。

○加藤国務大臣 小宮委員の御質問、なかなかこの場で明快な答弁は困難であります。一月の総理大臣の同盟との会見には、私当該大臣でありますから横で立ち会いましたが、総理のお答えも廃止を検討する、こういうのではなく、いま局長が言つたように、大いに検討する、こういう答弁であつたことは、これはもう、はなはだことばを返すようで申しわけありませんが、そういうあつたのであります。

また、先ほど小宮委員から、大臣並びに局長の腹ももうこらでいいと思つておるのじやないか、こういうようなお話がありましたが、なかなかかそれは、小宮委員も御推測は御自由でありますが、近いとか遠いとかなかなか御答弁が判然とすつきりできないところも御推量のとおりであります。しかし公制審でスト権の問題いろいろやつております。この問題にもこれは多少の関連があることは事実であります。そして、公制審と同様な総理大臣の諮問機関かもしれない労働大臣の諮問機関が、これをつくれ、そして、今までのようになつたことと何か内輪で因循なような、そそくのようなことでなくやれという御趣旨は、これは十分わかります。そういう議論はやらなくちやならぬかといふような検討の時代にきておることも、これは間違いありませんが、しかば、さつそくもう弊害がないんだから、國民も心配しておらぬから、こういう見地からこれを廃止するようになりますと、なかなかこれは持つていけ、こう言われますと、なかなかこれは、

推測いたしますと電気の重要性というのは、これはもう国鉄並びに電電、いろいろな公益的な機関がありますが、電気というものが一日でもとまつたらこれはたいへんだというりつ然たるものがあるのであります。しかし、今まで労使の関係が、私が初頭に申し上げたように、ほんとうに私も感謝いたしております。

さような見地で、さようなことはないと思いますが、諸般の事情で、ここで判然と、すかつとお答えすることが困難な点だけひとつ御了察願いまして、先ほど言つたように、前向きに検討いたしますことは、これは御答弁できます。

○小宮委員 総理大臣との会談の中でも、廃止するということに対し総理が再検討するということは、当然それは要望に対して受けて立つたわけですから、結局再検討するということは、廃止を前提として、廃止の方向で検討するということになるわけです。その意味で、大臣もたぶんそう考えておられると思うけれども、しかし問題は、やはりこの問題についてはそろそろ、同じようなことを十何年も十年一日のようなことを繰り返さぬで、ひとつここで加藤労働大臣のときこの問題やったぞということになれば、みんなから大臣も非常に喜ばれるんです。そういうような意味で、ひとつこの問題については、単なるこの場における答弁のための答弁ということではなくて、これはいま大臣と局長が言われたことを私は信用しておりますから、ぜひこの問題については、ただ検討しますということではなくてほんとうに前向きでやはり検討をされんことをひとつ特に要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○田川委員長 次回は、来たる三月八日木曜日、午前九時五十分理事会、十時より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

昭和四十八年三月十七日印刷

昭和四十八年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局